

厚生労働科学研究費補助金
健康安全・危機管理対策総合研究事業

エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築
のための研究

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 関 東 裕 美

平成31年(2019)3月

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| I | 総括研究報告 | 3 |
| | エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究 | |
| | 関東裕美 | |
| II | 分担研究報告 | 16 |
| 1 | エステティックサービスにおける健康被害の実態把握及び原因の究明 | 17 |
| | 関東裕美 古川福実 山本有紀 鷲崎久美子 | |
| 2 | エステティック施設の衛生管理の徹底 | 24 |
| | 関東裕美 館田一博 吉住あゆみ 渡辺麻衣子 | |
| III | 研究成果の刊行に関する一覧表 | 64 |
| IV | 資料 | |
| 1. | 資料1 ①~⑤ 独立行政法人国民生活センター PIO-NET(平成29年4月1日~平成30年3月31日)「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談集計結果 | 31 |
| 2. | 資料1 ⑥~⑨ 独立行政法人国民生活センター PIO-NET(平成25年4月1日~平成30年3月31日)「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談集計結果 | 33 |
| 3. | 資料2 美容ライト機器皮膚安全性試験結果 | 35 |
| 4. | 資料3 ① 「エステティックサロン 化粧品実態調査」調査票 | 36 |
| 5. | 資料3 ②~⑬「エステティックサロン 化粧品及び衛生管理実態調査」単純集計結果 | 38 |
| 6. | 資料4 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験結果 | 45 |
| 7. | 資料5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 細菌試験結果 | 54 |
| 8. | 資料6 「エステティックの衛生基準」改定案 たたき台 | 58 |

厚生労働科学研究費補助金
健康・安全危機管理対策総合研究事業

エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築
のための研究

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 関 東 裕 美

平成31年(2019)3月

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| I | 総括研究報告 | 3 |
| | エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究 関東裕美 | |
| II | 分担研究報告 | 16 |
| 1 | エステティックサービスにおける健康被害の実態把握及び原因の究明 | 17 |
| | 関東裕美 古川福実 山本有紀 鷲崎久美子 | |
| 2 | エステティック施設の衛生管理の徹底 | 24 |
| | 関東裕美 館田一博 吉住あゆみ 渡辺麻衣子 | |
| III | 研究成果の刊行に関する一覧表 | 64 |
| IV | 資料 | |
| 1. | 資料1 ①~⑤ 独立行政法人国民生活センター PIO-NET(平成29年4月1日~平成30年3月31日)「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談集計結果 | 31 |
| 2. | 資料1 ⑥~⑨ 独立行政法人国民生活センター PIO-NET(平成25年4月1日~平成30年3月31日)「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談集計結果 | 33 |
| 3. | 資料2 美容ライト機器皮膚安全性試験結果 | 35 |
| 4. | 資料3 ① 「エステティックサロン 化粧品実態調査」調査票 | 36 |
| 5. | 資料3 ②~⑬「エステティックサロン 化粧品及び衛生管理実態調査」単純集計結果 | 38 |
| 6. | 資料4 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験結果 | 45 |
| 7. | 資料5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 細菌試験結果 | 54 |
| 8. | 資料6 「エステティックの衛生基準」改定案 たたき台 | 58 |

I 総括研究報告

エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究

研究代表者 関東 裕美 公益財団法人日本エステティック研究財団理事長

研究要旨

本研究の目的は、エステティックサービスにより発生している健康被害の原因を究明し、その防止対策を立案普及することである。エステティックサービスによる健康被害は、独立行政法人国民生活センターに年間約 600 件報告されており、その対策が求められている。健康被害は、皮膚障害と熱傷が多く、軽微なケースが多いと考えられているが、まれに入院加療を余儀なくされる例もある。本研究では、ライトフェイシャルの安全性試験、手技の安全性の検討、化粧品の使用実態調査などを行った。

エステティック施設における衛生環境及び技術者の手指衛生に関する法的規制はない。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。今年度は、「エステティック衛生基準」についてエステティック施設がより遵守しやすいような形での改定を目指した。ヒアリングやアンケート調査により現状の問題点の抽出、エステティック施設の訪問調査、手指衛生の状況等の調査で抽出された課題を踏まえ「エステティックの衛生基準」改定案を作成した。来年度改定案に対する意見聴取を行い普及啓発に努めたい。

研究分担者

舘田 一博 東邦大学医学部・微生物・感染症学講座・教授
古川 福実 和歌山県立医科大学・法医学講座・博士研究員
山本 有紀 和歌山県立医科大学・皮膚科学教室・准教授
吉住あゆみ 東邦大学医学部・微生物・感染症学講座・非常勤研究生
鷺崎久美子 東邦大学・医学部皮膚科学講座・非常勤講師
渡辺麻衣子 国立医薬品食品衛生研究所・衛生微生物部第三室・室長

研究協力者

村上 義孝 東邦大学医学部社会医学講座医療統計学分野教授
野村 征司 マルホ株式会社 京都R&Dセンター

A 研究目的

エステティック営業施設における健康被害の防止と衛生管理の徹底を目的とする。「健康被害の防止」については、多岐にわたる機器類、化粧品及び手技についてリスク評価を行いエステティック営業者等へフィードバックする。また、アレルギーなど脆弱皮膚の消費者に対する注意喚起に加え、営業施設や技術者に対する啓発活動を充実することにより健康被害の防止への貢献が期待できる。「衛生管理の徹底」では、エステティック営業施設における衛生管理の実態を把握し、自主基準である「エステティックの衛生基準」の問題点を抽出、現場の意見を取り入れて改訂を行い、普及啓発する。その結果、エステティック営業施設の衛生環境の向上が期待できる。

B 研究方法

1. 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

独立行政法人国民生活センターでは、日本全国の消費者相談窓口に寄せられる消費者相談を「消費生活相談データベース(PIO-NET)」で集約している。平成 29 年度 PIO-NET に寄せられた「エステティックサービス」に関する健康被害の詳細情報の公開を受け集計した。

2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックの健康被害の患者につ

いて報告を依頼し、報告受けた症例について医師から詳細を聴取するとともに患者本人から許可を得られた場合ヒアリングを行う。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

- ・実施時期 平成 30 年 11 月 13 日
- ・実施場所 和歌山県立医科大学みらい医療推進センター人工気候室
- ・被験者 健常成人女性 10 名
(対象部位：顔面)
- ・対象機器 美容ライト機器 5 台
(施術前ジェル塗布あり 4 台 なし 1 台)
- ・測定項目
写真撮影
角層水分量(Corneometer®CM825)
水分蒸散量(Tewameter®TM300)
表面温度測定(サーモグラフィカメラ)
- ・試験方法
 - ①被験者からの同意取得
 - ②担当医師による診察 写真撮影
 - ③施術前 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
 - ④照射(担当医師の立会い及び指示により機器メーカー派遣のインストラクターが通常の使用法により機器 1 台につき被験者 4 名の片頬全体に照射範囲が重ならないよう、最大の強さで照射する。)
 - ⑥施術後 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
 - ⑦担当医師による診察 写真撮影
 - ⑧試験翌日 写真にて有害事象の評価
 - ⑨試験一週間後 写真にて有害事象の評価

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

化粧品について、近年植物由来など自然界のエキス成分を含有する自然派化粧品や機能性化粧品すなわち医薬部外品の使用が増加傾向にあり、時に皮膚障害をきたすことがある。社会的にも自然のものは安心という概念があり、皮膚トラブルが多い人たちも安易に使用してアレルギーを誘発して重症化する可能性もある。施術とともに勧めて購入させている化粧品について使用実態調査及び安全性確保の方策について検討する。

- ・エステティック営業施設における化粧品の使用及び販売の実態を把握する目的でアンケート調査票を作成する。
- ・調査票を配布・回収する。(資料3-①)
- ・回収した調査票の集計・分析を行う。
- ・前項の結果に基づき使用実態の多い化粧品をピックアップする。

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

- 1)実施時期 平成30年10月17日
平成30年11月28日
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 健康成人女性12名
(平均年齢45歳)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)測定項目
写真撮影
角層水分量(Corneometer®CM825)
水分蒸散量(Tewameter®TM300)
真皮水分量(Moisture Meter D)

エステティック業界の民間資格を有する技術者2名(実務経験20年以上の技術者1名 実務経験3年未満の技術者1名)が、フェイシャルエステティックベーシック施術を提供し、施術前後の皮膚状態を測定した。

- ①被験者洗顔
- ②被験者からの同意取得
- ③担当医による問診、診察、写真撮影
- ④施術前測定
- ⑤施術
- ⑥施術後測定
- ⑦担当医による診察、写真撮影

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

- ・受講者10名程度の技術スキルアップ講習会に参加(2回)及び本研究への協力を依頼した技術者(8名)等に30分程度ハイリスク要因を持つ消費者への対応などについて意見聴取を行う。

7 フェイシャルスキンケア施術細菌調査

- 施術者の手指細菌調査
- 1)実施時期 平成30年10月17日
平成30年11月28日
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 2名(実務経験20年以上1名 実務経験5年未満1名)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)試験方法
①施術直前および施術直後について、施術者のハンドスタンプ(栄研化学ハンドペタンチェック卵黄加マンニット食塩培地)を採取する。

②37℃ 一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

●被験者の顔面皮膚の細菌検査

- 1)実施時期 平成30年10月17日
平成30年11月28日
平成30年12月19日
- 2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院
- 3)被験者 健康成人女性12名
(平均年齢45歳)
- 4)対象施術 フェイシャルスキンケア
- 5)試験方法
 - ①施術直前および施術直後について、被験者の顔面皮膚を滅菌綿棒で拭う。具体的には滅菌綿棒を滅菌生理食塩水に浸し顔面(額、鼻筋、鼻腔、頬、あご)を拭う。
 - ②拭った綿棒を1mlの生理食塩水に溶解した後、100ulずつMRSA培地、普通寒天培地に塗布する。37℃一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

●エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

●「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

- 1)実施時期 平成30年12月20日～
平成31年2月15日
- 2)調査対象 エステティックの
技術者及び経営者
- 3)調査方法 質問紙の配布 郵送による回収

●「エステティックの衛生基準」改定案の作成
上記ヒアリング及びアンケート調査結果をふまえて改定案を作成する。

9 施設の衛生管理状況の実態把握

●エステティック営業施設の環境調査

- 1)実施時期 平成30年7月～11月
- 2)実施場所 都内及び横浜のエステティック営業施設 11か所
- 3)サンプル採取箇所
 - ①施術室
 - ②洗浄室
- 4)サンプル収集方法
 - ①エアサンプラーを用い寒天平板培地に空気を採取した後、25℃で7日間培養した。
 - ②生じたコロニー数を計測し、空気1m³当りの総菌数を colony forming unit (CFU)で表した。



5)分離株の分離・同定方法

- ①DG-18寒天平板培地(室内環境に分布する真菌の発育に適した培地)に発育したコロニー全てを、実体顕微鏡および光学顕微鏡で観察し、おおまかに分類。
- ②全ての分類群ごとに釣菌してPDA平板培地またはM40Y平板培地に植え、25℃・1～2週間培養。
- ③全ての分離菌株を凍結保存し、形態的特徴・β-tubulin遺伝子塩基配列を指標として同定。

10 倫理面への配慮

アンケート及び試験開始前に、被験者に同意取得のための説明文書に基づき説明したうえで、試験への参加について「自由意思による同意」を得た。なお、本試験は公益財団法人日本エステティック研究財団倫理審査委員会にて承認を受けた。

C 研究結果

1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに全国の都道府県市町村の消費者相談窓口へ寄せられた消費者相談のうち「エステティックサービス」の健康被害に関する相談 463 件の詳細情報を国民生活センターから収集した。

その結果、平成 29 年度の相談件数 463 件の原因施術別件数は、美顔エステ 118 件(25.5%)、痩身エステ 125 件(27.0%)、脱毛エステ 130 件(28.1%)だった。(資料 1-①) 国民生活センターの分類による危害の内容は、皮膚障害(定義＝皮膚の発疹、かぶれ、湿疹、かゆみ、ひりひりする、皮膚が黒ずむ、シミができるなどの症状。目で見える範囲に前述した症状が出たもの。)が 177 件(38.2%)、熱傷 117 件(25.3%)だった。

(資料 1-②)

過去 5 年間の構成比では、美顔エステの件数が減少し、痩身エステと脱毛エステが漸増していた。また、危害の内容の構成比では、皮膚障害、擦過傷・挫傷・打撲傷がほぼ横ばいなのに対し、熱傷が増加する傾向が見られた。(資料 1-⑥⑦)

健康被害を受けている年齢層では、20 歳代、30 歳代が多く、3 年間の比較では、20 歳代に増加傾向が見られた。(資料 1-⑧)

健康被害の程度は、治療期間 1 か月未満が約 6 割あり、軽症者が多いが、治療期間 1 か月以上の重症例も約 1 割あった。3 年間の比較でもこれらの傾向は変わらなかった。(資料 1-⑨)

2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

平成 30 年 10 月に東京都内の皮膚科クリニックより 1 例、高周波機器の対極板が原因と思われる 2 度の熱傷の報告があった。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

美容ライト機器を顔面などに「お肌に働きかけ、ハリやツヤを与える」ことを目的に照射するいわゆる「ライトフェイシャル」が行われている。しかし、国民生活センターには「個人経営のエステ店で光フェイシャルエステを受けたところ、顔の皮膚が火傷になり通院中だ」など健康被害が報告されており、今回エステティックで使用されている美容ライト機器が皮膚に与える影響について測定し安全性を検討した。

健康成人女性 10 名(平均 39.3 歳)に機器 5 台 1 機種につき 4 例 のべ 20 例の試験を行った。その結果、角層水分量、水分蒸散量及び皮膚表面温度の変化、1 週間後の皮膚観察からは有害事象と考えら

れる事例は見られなかった。プローベの皮膚に接触する面の清潔操作について十分ではないケースが見られた。

(資料2)

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

平成30年12月20日~平成31年2月15日にかけてエステティックの営業施設経営者及び技術者を対象に調査票(資料3-①)を配布、回収した。その結果150通の有効回答を得た。

回答者属性では、単店舗のエステ専門店 技術者1名のサロンが多かった。(資料3-②③④)お客様の来店目的では、しわのケアとリラクゼーションなど複数の目的をもって来店することが多いこともあり、たるみのケアや引き締めが93.3%、しわのケア88.7%、シミ 整肌 リラクゼーションの数値が高かった。(資料3-⑥)事前確認事項は、必要な項目について約9割聞き取りが行われていた。その他では、過去の皮膚トラブルの原因や服薬などの聞き取りが行われていた。(資料3-⑤)化粧品の原産国では、国産が多かった。(資料3-⑦⑧)化粧品成分では、パラベン、レチノール、フェノキシエタノールが多かった。(資料3-⑨)精油では、ラベンダー、ゼラニウム、ローズマリーが多かった。(資料3-⑩)皮膚障害のトラブルでは、14%(21件)で経験があったが、記載内容からは軽症が多いように見受けられた。(資料3-⑪)

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

フェイシャルエステティック施術が皮膚に与える影響について、健常女性12名(平均年齢45歳)の被験者にエステティック業界の民間資格を有する技術者2名(実務経験20年以上の技術者1名 実務経験3年未満の技術者1名)が施術を提供、施術前後の角層水分量、水分蒸散量、真皮水分量を測定し、検証した。

その結果、被験者12名 施術前後の医師の診察で問題はなく、角層水分量、水分蒸散量、真皮水分量、すべて施術前後の測定値に大きな変動はなく施術による皮膚への有害事象はないことを確認した。また、施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために有意水準5%で両側検定のt検定を行った。水分蒸散量(左頬、鼻、額)において、施術前後の平均値の差は有意であることが分かった。技術者の熟練度の差による皮膚への影響については、有害事象につながる兆候は見られなかった。

(資料4)

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

昨年度の厚生労働科学研究費で作成配布した事前聞き取りシートなどで消費者への事前聞き取りを推奨した。これまでの意見聴取では、事前聞き取りシートに記載された内容に対する対処(施術を行ってもいいかどうかの判断など)に迷うケースやHIVキャリアに対する恐怖感などが挙げられた。

7 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 (資料5)

- 施術者の手指細菌調査
- 被験者の顔面皮膚の細菌検査
- ① 施術者(実務経験20年以上と実務経験5年未満の2名)の手洗い後の測定を日程を変えて3回行った。その結果、実務経験20年以上の技術者はすべての測定で菌数が少なく、5年未満では菌数が多いときがあった。また実務経験5年未満の施術者については施術直前のハンドスタンプから*S. aureus*が分離されたことから保菌の可能性が示唆された。
- ② 被験者と施術者間の細菌類の伝搬状況について、実務経験5年未満の施術者について、被験者2および被験者4を施術する前のハンドスタンプ、施術した後のハンドスタンプよりとびひなどの原因となる*S. aureus*が分離された。被験者2の顔面皮膚細菌検査で、施術後の頬からも*S. aureus*が分離された。被験者2の施術前の顔面皮膚からは*S. aureus*が分離されなかったことから、施術者の保菌する*S. aureus*が被験者2の顔面に伝播したことが示唆された。被験者4の顔面細菌検査では、施術前および施術後の顎、施術後のほおから*S. aureus*が検出された。被験者4については被験者4およびエステシヤンの保菌する*S. aureus*が伝播しあった可能性が示唆された。

8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

- エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。経営者や養成施設講師の集まる会合及び

本試験へ協力した技術者等へ聴取した。その結果、以下の課題を抽出した。

- ・ 内容が難しすぎて理解できない。「布巾」など通常使わない用語が使われている。
 - ・ 消毒方法に営業施設の実情になじまないものがある。
→ ヒビテンが手に入らなくなった。オートクレーブなど設置できない。等
 - ・ コストや手間が増えて完全に実施することは難しい。
→ 消毒液や使い捨て雑巾のコストがきつい。施設が賃貸なので設備基準をクリアできない。お客様が立て込むとついおろそかになる。等
 - ・ 健康な方が対象なので厳しすぎるのではないか。
 - ・ 手荒れや備品の劣化など衛生管理による弊害が出て困る。
 - ・ その他
- 「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査
平成30年12月20日～平成31年2月15日にかけてエステティックの営業施設経営者及び技術者を対象に調査票(資料3-①)を配布、回収した。その結果150通の有効回答を得た。経営者との回答は、82%(123件)だった。
「エステティックの衛生基準」の認知度については、59.3%(104件)で公益財団法人日本エステティック研究財団が行う「エステティックの衛生基準」習得のためのeラーニングを受講していた。また、「エステティックの衛生基準」の問題点については、前項のヒアリングで抽出さ

れた問題点を選択肢とした。1位は、「基準通りにすると手間が増えすぎて業務に支障が出る」33.3%(50件) 次いで2位は「正しいやり方がわからない」19.3%(29件)だった。コストがかかりすぎる(12.7%) 手荒れなどの弊害(9.3%)等実施上ハードルとなる事項にも回答があった。(資料3⑫⑬)

これらの問題点をふまえ「エステティックの衛生基準」改定案たたき台を作成した。(資料6)

9 施設の衛生管理状況の実態把握

エステティック営業施設 11 施設の施術室及び洗浄室(タオル類の洗濯や器具類の洗浄消毒を行うスペース)の環境を調査した結果は以下の通りだった。

施設の衛生管理状況の実態把握測定結果

| 施設/地域 | | 細菌(cfu/m ³) | | 真菌(cfu/m ³) | | |
|-------|-----------|-------------------------|-------|-------------------------|--------|--------|
| | | 施術室 | 洗浄室 | 施術室 | 洗浄室 | 外気 |
| 1 | 東京都渋谷区 A | 103.0 | 17.0 | 実施せず | 実施せず | 実施せず |
| 2 | 東京都目黒区 B | 29.0 | 65.0 | 66.0 | 48.0 | 348.0 |
| 3 | 東京都世田谷区 C | 536.0 | 45.0 | 666.0 | 626.0 | 748.0 |
| 4 | 東京都世田谷区 D | 306.0 | 163.0 | 406.0 | 338.0 | 668.0 |
| 5 | 東京都目黒区 E | 25.0 | 38.0 | 134.0 | 264.0 | 5203.0 |
| 6 | 東京都渋谷区 F | 105.0 | 106.0 | 146.7 | 196.0 | 673.3 |
| 7 | 東京都中央区 G | 66.0 | 43.0 | 532.0 | 1040.0 | 1193.3 |
| 8 | 東京都豊島区 H | 64.0 | 84.0 | 138.0 | 260.0 | 350.0 |
| 9 | 東京都港区 I | 60.0 | 59.0 | 364.0 | 246.7 | 746.0 |
| 10 | 東京都品川区 J | 176.0 | 536.0 | 1486.7 | 616.0 | 393.3 |
| 11 | 神奈川県横浜市 K | 66.0 | 90.0 | 2053.3 | 944.0 | 670.0 |

参考となる比較値；

学校；細菌 10,000 cfu/m³・真菌 2,000 cfu/m³、 事務所；細菌 500 cfu/m³・真菌 50 cfu/m³

住宅；真菌 1,000 cfu/m³

(日本建築学会「微生物による室内空気汚染に関する設計・維持管理規準・同解説」)

細菌：当日調査直前の利用者の有無、その後の清掃状況を反映(→ヒト由来?)

真菌：部屋の換気・普段の清掃状況など室内環境を反映(→ハウスダスト、建物由来?)

D. 考察

1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

エステティックに関する危害相談件数は、過去 5 年間平均 587 件だったが、平成 29 年度は 463 件と減少傾向が見られた。商品キーワードの美顔エステが徐々に減少し、痩身エステ、脱毛エステが増加してきており、さらに熱傷による被害が増加している。このことから、機器類の健康被害の増加がうかがえる。過去 3 年間の健康被害を受けた年代層は 20 歳代、30 歳代が半数を占めており、20 歳代が増加傾向にあった。

2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックで健康被害を受けた患者の診察をした場合受傷原因等の報告を依頼しているが、報告は少数である。これは、国民生活センターの危害の程度によると医者にかからずが 3 割を超えるなど軽症者が多いことが原因ではないかと考えられる。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

「ライトフェイシャル」は、プローベを顔の皮膚に密着させ光を照射する施術方法である。施術前に 5~10 度程度に冷やしたジェルを照射部に塗布する。皮膚生理学的な点や皮膚表面温度からは問題は認めなかった。直接皮膚に接するプローベ

の清潔操作が十分ではないケースがあり確認が必要と思われる。

- ・ジェル無の場合は、凍結したプローベの先端に細菌や真菌の繁殖が予防できているかどうか。プローベ施術前後の細菌調査の必要性について微生物研究者と協議を行って次年度の研究課題に取り上げることを検討する。

- ・ジェル使用時はジェルの使用期限や、ジェル取り扱い時の清潔操作教育を要する。

●改良点

- ・エステティシヤンの手指の清潔を徹底する。

- ・プローベに関しては、アルコール消毒が望ましいが、アルコールを使用することが不可能であれば、使用するたびに使い捨てラップで保護するなどの工夫が望ましい。

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

通常消費者が利用する化粧品類と異なり、海外化粧品が多いことを予想したが、実状は国産化粧品使用が多く報告されていた。しわ、シミケア目的で使用されていると思われるレチノール含有化粧品が多く挙げられていた。角層剥離作用があるレチノール含有化粧品の使用は冬季施術後など皮膚バリア機能が低下した状況で使用されると刺激性接触皮膚炎を起し得るので注意喚起が必要であろう。防腐剤であるフェノキシエタノールについては、パラベン、イソチアゾリノンの代替品として多くの化粧品に使用されるようになっているので、今後の皮膚障害報告を

検討していく必要がある。

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

例年と同様に施術前後で皮膚機能検査測定を実施した。角層水分量については施術前後でばらつきが多く各個人の皮膚機能に応じて施術による保湿効果は異なる結果になることを確認できた。水分蒸散量が有意に減少していたことから角層水分量のばらつきの原因について検討したい。同じ施術により被験者によって力加減が違う、個人での皮膚機能差があることなどが原因として考えられる。

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

エステティックは本来健康な人を対象に行われることが原則となっているが、何らかの疾患を持つ消費者が施術を希望するケースもあり、昨年度の厚生労働科学研究費で作成配布した事前聞き取りシートなどで、消費者の身体の状態を詳しく聞き取ることを推奨した。今回の意見聴取では、一見健康に見える人でも聞き取った結果疾患を抱えていることがわかり対応に迷いがあるとの意見があった。今後迷いの生じるケースなどを収集して適切な施術が組み立てられるような指導指針の作成を検討していく。

7 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

●施術者の手指細菌調査および被験者の顔面皮膚の細菌検査

施術者の手洗いについては、実務経験が少ない技術者で手洗いが不十分と思われるケースが見られた。当該施術者より被験者および分離された黄色ブドウ球菌は一般的にヒトの皮膚や鼻腔に常在するとされているが、場合によっては感染症の原因ともなることがある。

被験者の顔面に保菌が示唆された例に関しても同様に、施術者でも同菌の伝播が示唆されるため、手洗いおよび手指消毒の徹底が必要と考えられた。次年度はこれまでの研究結果をもとに、手洗いおよび手指消毒に関する指導および、その成果調査を行っていききたい。

8 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

●エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

●「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

●「エステティックの衛生基準」改定案の作成ヒアリング及びアンケート調査結果から「エステティックの衛生基準」改定に向けた問題点を抽出した。

公益財団法人日本エステティック研究財団がエステティック営業施設の衛生環境向上を目的として策定した「エステティックの衛生基準」は、その習得を目的とするeラーニングの受講経験が2/3を数えるなど認知度は高かった。

一方で「エステティックの衛生基準」に何らかの問題点があるとした回答が 66.0%あった。

一つ目の問題点として「基準通りに実行すると手間が増えすぎて業務に支障が出る。」(33.3%)「コストがかかりすぎる」(12.7%)で半数近くを占めており、衛生管理の重要性を徹底するとともに手順の見直しやコストダウンの方法等を盛り込む必要があると考えた。次に「実際にはどのようにしたら正しいのか分からずサロン業務への落とし込みが難しい。」(19.3%)「内容が難しすぎて理解できない。」(3.3%)など内容が十分に把握されていないケースについては、平易で分かりやすい表現を採用する、導入事例を付け加えるなどの工夫が必要と思われた。

最後に「手荒れなどの衛生管理による弊害が出ている。」(9.3%)については、器具洗浄消毒時のゴム手袋の使用や手指の保湿、器具類の劣化については適正な消毒方法の使用を徹底していくことである程度は防げる。

以上のことを踏まえて「エステティックの衛生基準」の改定素案を作成した。次年度には、営業施設や教育施設の意見を聴取して実効性の高い基準としていきたい。

9 施設の衛生管理状況の実態把握

- ①全サロンについて、営業時の様子、管理方法等についてのアンケート調査を実施する。
- ②室内空気の浮遊総菌叢の結果を参照して選んだ No2 No3 No10 No11 の 4 サロンについて、室内各所の拭き取り調査、室内の温湿度・換気量調査を実施する。

- ③分離菌株の同定を行い、室内から検出された菌の由来を考察する。

例) 細菌；ヒト由来、室内環境由来
真菌；高湿度室内環境由来、ハウ
スダスト由来、外気由来

- ④上記の結果をもとに清掃、換気等の指導を行い効果測定を行いたいと考えている。

E 結論

エステティックの施術は全国で年間のべ 1,000 万人以上の利用者が施術を受けていると言われ、その一方で年間 600 件程度の健康被害が国民生活センターに報告されており、熱傷の割合が増加傾向にあった。脱毛や痩身の機器が原因と考えられる。今までの研究で行った、エステティックで使用されている機器や化粧品類の調査では、通常の手順や使用方法であれば問題がないことが分かっている。クリニックから報告された機器による熱傷では、対極板が皮膚に密着した状態で通電しなければ高温になるタイプの機器で密着していなかったことが熱傷の原因と考えられ、ヒューマンエラーの可能性が高かった。機器使用においては、通常の使用方法で注意深く施術を行うことを徹底したい。また、機器の皮膚に接する部分の清潔操作に問題点が提起されており、その対策も必要と考えている。

平成30年度独立行政法人国民生活センターの危害情報には、「施設の衛生管理が杜撰」「蜂窩炎になった」「技術者の手荒れ

で傷がついた」など衛生に関する報告があった。一方で営業施設へのアンケートでは少数ながら「今まで問題がなかったから衛生管理は必要ない」「健常人が対象なので衛生管理は必要ない」との回答があった。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。公益財団法人日本エステティック研究財団策定の「エステティックの衛生基準」は、eラーニングで習得を促すなど普及に努めているが、本年度の調査で衛生管理の知識はあるが、忙しいことなどを理由に十分に行われていないことがうかがえた。エステティック施設において簡易で実行しやすい形で「エステティックの衛生基準」を改定し、さらに衛生管理の必要性を加えて普及啓発を継続していく。

F 健康危害情報

なし

G 研究発表

- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第 43 回日本化粧品学会 2018 年 6 月 東京
- 関東裕美 「エステティックの現状を踏まえた化粧品障害」第 36 回日本美容皮膚科学会総会・学術大会 2018 年 8 月 東京
- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第 36 回日本美容

皮膚科学会総会・学術大会 2018 年 8 月 東京

- 関東裕美 「安心・安全なエステティック～厚生労働科学研究結果報告～」 第 12 回エステティック学術会議 2018 年 9 月 東京
- 吉住あゆみ・関東裕美・舘田一博・鷺崎久美子「フェイシャルスキンケアによる細菌伝播の調査」第 30 回日本臨床微生物学会総会・学術集会 2019 年 2 月 東京

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献

- 1) 玉田伸二：いわゆるエステティックサロンで受けた脱毛術後の後遺症 46 例の検討：日臨皮 46；271, 1995
- 2) 篠田 勸・他：エステティックによる民間療法施行中に重症感染症を合併したアトピー性皮膚炎の 1 例：皮膚臨床 39；615-618,1997
- 3) 竹原和彦：疫学調査に見る動向 アトピー性皮膚炎不適切治療健康被害実態調査：臨床と薬物治療 23；101-104,2004
- 4) 河原理子・他：エステ脱毛による熱傷症例の経験，日本美容外科学会会報 27；259, 2005
- 5) エステティック業統一自主基準 日本エステティック振興協議会 2010
- 6) エステティックの衛生基準 公益財団法人日本エステティック研究財団 2009
- 7) 「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」大原國章他

平成 22 年度~平成 25 年度厚生労働科学
研究費補助金(健康安全・危機管理総合研
究事業)

8) Huijsdens et al. *Emerging Infectious
Disease* 14:1797-1799.2008

9) 山本恭子 環境感染 Vol.17 No.4,2002

10) 岡田淳編 臨床検査学講座 微生物学/
臨床微生物学 第3版 医歯薬出版株式
会社

Ⅱ 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
平成 30 年度分担研究報告書
エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究

研究代表者 関東 裕美 公益財団法人日本エステティック研究財団

1 エステティックサービスにおける健康被害の実態把握及び原因の究明

研究要旨

本研究の目的は、エステティックサービスにより発生している健康被害の原因を究明し、その防止対策を立案普及することである。エステティックサービスによる健康被害は、独立行政法人国民生活センターに年間約 600 件報告されており、その対策が求められている。健康被害は、皮膚障害と熱傷が多く、軽微なケースが多いと考えられているが、まれに入院加療を余儀なくされる例もある。本研究では、ライトフェイシャルの安全性試験、手技の安全性の検討、化粧品の使用実態調査などを行った。

研究分担者 古川 福実 和歌山県立医科大学医学部法医学講座博士研究員
研究分担者 山本 有紀 和歌山県立医科大学医学部皮膚科准教授
研究分担者 鷺崎久美子 東邦大学医学部皮膚科学講座講師
研究協力者 村上 義孝 東邦大学医学部社会医学講座医療統計学分野教授
研究協力者 野村 征司 マルホ株式会社 京都R&Dセンター

A 研究目的

エステティック営業施設における健康被害の防止と衛生管理の徹底を目的とする。「健康被害の防止」については、多岐にわたる機器類、化粧品及び手技についてリスク評価を行いエステティック営業者等へフィードバックする。また、アレルギーなど脆弱皮膚の消費者に対する注意喚起に加え、営業施設や技術者に対する啓発活動を充実することにより健康被害の防止への貢献が期待できる。「衛生管理の徹底」では、エステティック営業施設における衛生管理の実態

を把握し、自主基準である「エステティックの衛生基準」の問題点を抽出、現場の意見を取り入れて改訂を行い、普及啓発する。その結果、エステティック営業施設の衛生環境の向上が期待できる。

B 研究方法

1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

独立行政法人国民生活センターでは、日本全国の消費者相談窓口に寄せられる消費者相談を「消費生活相談データベース(PIO-

NET)」で集約している。平成 29 年度 PIONET に寄せられた「エステティックサービス」に関する健康被害の詳細情報の公開を受け集計した。

2 エステティックに協力し、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックの健康被害の患者について報告を依頼し、報告を受けた症例について医師から詳細を聴取するとともに患者本人から許可を得られた場合ヒアリングを行う。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

- ・実施時期 平成 30 年 11 月 13 日
 - ・実施場所 和歌山県立医科大学みらい医療推進センター人工気候室
 - ・被験者 健康成人女性 10 名
(対象部位：顔面)
 - ・対象機器 美容ライト機器 5 台
(施術前ジェル塗布あり 4 台 なし 1 台)
 - ・測定項目
写真撮影
角層水分量(Corneometer®CM825)
水分蒸散量(Tewameter®TM300)
表面温度測定(サーモグラフィカメラ)
 - ・試験方法
- ①被験者からの同意取得
 - ②担当医師による診察 写真撮影
 - ③施術前 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
 - ④照射(担当医師の立会い及び指示により

機器メーカー派遣のインストラクターが通常の使用方法により機器 1 台につき被験者 4 名の片頬全体に照射範囲が重ならないよう、最大の強さで照射する。)

- ⑥施術後 皮膚状態の測定(水分量、蒸散量、表面温度)
- ⑦担当医師による診察 写真撮影
- ⑧試験翌日 写真にて有害事象の評価
- ⑨試験一週間後 写真にて有害事象の評価

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

化粧品について、近年植物由来など自然界のエキス成分を含有する自然派化粧品や機能性化粧品すなわち医薬部外品の使用が増加傾向にあり、時に皮膚障害をきたすことがある。社会的にも自然のものは安心という概念があり、皮膚トラブルが多い人たちも安易に使用してアレルギーを誘発して重症化する可能性もある。施術とともに勧めて購入させている化粧品について使用実態調査及び安全性確保の方策について検討する。

- ・エステティック営業施設における化粧品の使用及び販売の実態を把握する目的でアンケート調査票を作成する。
- ・調査票を配布・回収する。(資料 3-①)
- ・回収した調査票の集計・分析を行う。
- ・前項の結果に基づき使用実態の多い化粧品をピックアップする。

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

- 1)実施時期 平成 30 年 10 月 17 日
平成 30 年 11 月 28 日
平成 30 年 12 月 19 日

2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院

3)被験者 健康成人女性 12 名
(平均年齢 45 歳)

4)対象施術 フェイシャルスキンケア

5)測定項目

写真撮影

角層水分量(Corneometer®CM825)

水分蒸散量(Tewameter®TM300)

真皮水分量(Moisture Meter D)

エステティック業界の民間資格を有する技術者 2 名(実務経験 20 年以上の技術者 1 名 実務経験 3 年未満の技術者 1 名)が、フェイシャルエステティックベーシック施術を提供し、施術前後の皮膚状態を測定した。

- ①被験者洗顔
- ②被験者からの同意
- ③担当医による問診、診察、写真撮影
- ④施術前測定
- ⑤施術
- ⑥施術後測定
- ⑦担当医による診察、写真撮影

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

- ・受講者 10 名程度の技術スキルアップ講習会に参加及び本研究への協力を依頼した技術者等に 30 分程度ハイリスク要因を持つ消費者への対応などについて意見聴取を行う。

7. 倫理面への配慮

アンケート及び試験開始前に、被験者に同意取得のための説明文書に基づき説明したうえで、試験への参加について「自由意

思による同意」を得た。なお、本試験は公益財団法人日本エステティック研究財団倫理審査委員会で承認を受けた。

C 研究結果

1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに全国の都道府県市町村の消費者相談窓口寄せられた消費者相談のうち「エステティックサービス」の健康被害に関する相談 463 件の詳細情報を国民生活センターから収集した。

その結果、平成 29 年度の相談件数 463 件の原因施術別件数は、美顔エステ 118 件(25.5%)痩身エステ 125 件(27.0%)脱毛エステ 130 件(28.1%)だった。(資料 1-①)国民生活センターの分類による危害の内容は、皮膚障害(定義=皮膚の発疹、かぶれ、湿疹、かゆみ、ひりひりする、皮膚が黒ずむ、シミができるなどの症状。目で見える範囲に前述した症状が出たもの。)が 177 件(38.2%)熱傷 117 件(25.3%)だった。

(資料 1-②)

過去 5 年間の構成比では、美顔エステの件数が減少し痩身エステと脱毛エステが増加していた。また、危害の内容の構成比では、皮膚障害、擦過傷・挫傷・打撲傷がほぼ横ばいなのに対し熱傷が増加する傾向が見られた。(資料 1-⑥⑦)

健康被害を受けている年齢層では、20 歳代、30 歳代が多く、3 年間の比較では、20 歳代に増加傾向が見られた。(資料 1-⑧)

健康被害の程度は、治療期間 1 か月未満が 9 割近くあり、軽症者が多いが、治療期

間 1 か月以上の重症例も 1 割あった。3 年間の比較でもこれらの傾向は変わらなかった。(資料 1-⑨)

2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

平成 30 年 10 月に東京都内の皮膚科クリニックより 1 例 高周波機器の対極板が原因と思われる 2 度の熱傷の報告があった。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

美容ライト機器を顔面などに「お肌に働きかけ、ハリやツヤを与える」ことを目的に照射するいわゆる「ライトフェイシャル」が行われている。しかし、国民生活センターには「個人経営のエステ店で光フェイシャルエステを受けたところ、顔の皮膚が火傷になり通院中だ」など健康被害が報告されており、今回エステティックで使用されている美容ライト機器が皮膚に与える影響について測定し安全性を検討した。

健常成人女性 10 名(平均 39.3 歳)に機器 5 台 1 機種につき 4 例 のべ 20 例の試験を行った。その結果、角層水分量、水分蒸散量及び皮膚表面温度の変化、1 週間後の皮膚観察からは有害事象と考えられる事例は見られなかった。プローベの皮膚に接触する面の清潔操作の確認について十分ではないケースが見られた。

(資料 2)

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

平成 30 年 12 月 20 日~平成 31 年 2 月 15 日にかけてエステティックの営業施設 経営者及び技術者を対象に調査票(資料 3-①)を配布、回収した。その結果 150 通の有効回答を得た。

回答者属性では、単店舗のエステ専門店技術者 1 名のサロンが多かった。(資料 3-②③④)お客様の来店目的では、しわのケアとリラクゼーションなど複数の目的をもって来店することが多いこともあり、たるみのケアや引き締めが 93.3% しわのケア 88.7%、シミ 整肌 リラクゼーションの数値が高かった。(資料 3-⑥)事前確認事項は、必要な項目について約 9 割聞き取りが行われていた。その他では、過去の皮膚トラブルの原因や服薬などの聞き取りが行われていた。(資料 3-⑤)化粧品の原産国では、国産が多かった。(資料 3-⑦⑧)化粧品成分では、パラベン、レチノール、フェノキシエタノールが多かった。(資料 3-⑨)精油では、ラベンダー、ゼラニウム、ローズマリーが多かった。(資料 3-⑩)皮膚障害のトラブルでは、14%(21 件)で経験があったが、記載内容からは軽症が多いように見受けられた。(資料 3-⑪)

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

フェイシャルエステティック施術が皮膚に与える影響について、健常女性 12 名(平均年齢 45 歳)の被験者にエステティック業界の民間資格を有する技術者 2 名(実務経験 20 年以上の技術者 1 名 実務経験 3 年未満の技術者 1 名)が施術を提供、施術前後の角層水分量、水分

蒸散量、真皮水分量を測定し、検証した。

その結果、被験者 12 名 施術前後の医師の診察で問題はなく、角層水分量、水分蒸散量、真皮水分量、すべて施術前後の測定値に大きな変動はなく施術による皮膚への有害事象はないことを確認した。また、技術者の熟練度の差による皮膚への影響については、有害事象につながる兆候は見られなかった。(資料4)

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

経営者や養成施設講師の集まる会合及び本試験へ協力した技術者等へ聴取している。これまでには、記載された内容に対する対処(施術を行ってもいいかどうかの判断など)に迷うケースや HIV キャリアに対する恐怖感などが挙げられた。

D. 考察

1 独立行政法人国民生活センターの健康被害情報の収集

エステティックに関する危害相談件数は、過去 5 年間平均 587 件だったが、平成 29 年度は 463 件と減少傾向が見られた。商品キーワードの美顔エステが徐々に減少し、痩身エステ、脱毛エステが増加してきており、さらに熱傷による被害が増加している。このことから、機器類の健康被害の増加がうかがえる。過去 3 年間の健康被害を受けた年代層は 20 歳代、30 歳代が半数を占めており、20 歳代が増加傾向にあった。

2 皮膚科医師に協力を仰ぎ、エステティックによる健康被害の患者が受診した際、原因となる施術等について医師による詳細な原因検索を行う。

エステティックで健康被害を受けた患者の診察をした場合受傷原因等の報告を依頼しているが、報告は少数である。これは、国民生活センターの危害の程度によると医者にかからずが 3 割を超えるなど軽傷者が多いことが原因ではないかと考えられる。

3 過去、リスクの高い機器が使用された例もあることから、エステティックの使用機器の安全性を検討する。

「ライトフェイシャル」は、プローベを顔の皮膚に密着させ光を照射する施術方法である。施術前に 5~10 度程度に冷やしたジェルを照射部に塗布する。皮膚生理学的な点や皮膚表面温度からは問題は認めなかった。直接皮膚に接するプローベの清潔操作が十分ではないケースがあり確認が必要と思われる。

- ・ジェル無の場合は、凍結したプローベの先端に細菌や真菌の繁殖が予防できているかどうか。プローベ施術前後の細菌調査の必要性について微生物研究者と協議を行って次年度の研究課題に取り上げることを検討する。

- ・ジェル使用時はジェルの使用期限や、ジェル取り扱い時の清潔操作教育を要する。

●改良点

- ・エステティシヤンの手指の清潔を徹底する。
- ・プローベに関しては、アルコール消毒が望ましいが、アルコールを使用することが不可能であれば、使用するたび

に使い捨てラップで保護するなどの工夫が望ましい。

4 施術時に使用する化粧品の安全性の検討

通常消費者が利用する化粧品類と異なり、海外化粧品が多いことを予想したが、実状は国産化粧品使用が多く報告されていた。しわ、シミケア目的で使用されていると思われるレチノール含有化粧品が多く挙げられていた。角層剥離作用があるレチノール含有化粧品の使用は冬季施術後など皮膚バリア機能が低下した状況で使用されると刺激性接触皮膚炎を起こし得るので注意喚起が必要であろう。防腐剤であるフェノキシエタノールについては、パラベン、イソチアゾリノンの代替品として多くの化粧品に使用されるようになっているので、今後の皮膚障害報告を検討していく必要がある。

5 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

例年と同様に施術前後で皮膚機能検査測定を実施した。角層水分量については施術前後でばらつきが多く各個人の皮膚機能に応じて施術による保湿効果は異なる結果になることを確認できた。水分蒸散量が有意に減少していたことから角層水分量のばらつきの原因について検討したい。同じ施術により被験者によって力加減が違う、個人での皮膚機能差があることなどが原因として考えられる。

6 ハイリスク要因を持つ消費者への対策を立案するために、営業施設のスタッフ等から意見聴取

エステティックは本来健康な人を対象に行われることが原則となっているが、何らかの疾患を持つ消費者が施術を希望するケースもあり、昨年度の厚生労働科学研究費で作成配布した事前聞き取りシートなどで、消費者の身体の状態を詳しく聞き取ることが推奨した。今回の意見聴取では、一見健康に見える人でも聞き取った結果疾患を抱えていることがわかり対応に迷いがあるとの意見があった。今後迷いの生じるケースなどを収集して適切な施術が組み立てられるような指導指針の作成を検討していく。

E. 結論

エステティックの施術は全国で年間のべ1,000万人以上の利用者が施術を受けていると言われ、その一方で年間600件程度の健康被害が国民生活センターに報告されており、熱傷の割合が増加傾向にあった。脱毛や瘦身の機器が原因と考えられる。今までの研究で行った、エステティックで使用されている機器や化粧品類の調査では、通常の手順や使用方法であれば問題がないことが分かっている。クリニックから報告された機器による熱傷では、対極板が皮膚に密着した状態で通電しなければ高温になるタイプの機器で密着していなかったことが熱傷の原因と考えられ、ヒューマンエラーの可能性が高かった。機器使用においては、通常の使用法で注意深く施術を行うことを徹底したい。また、機器の皮膚に接する部分の清潔操作に問題点が提起されており、その対策も必要と考えている。

F 健康危害情報

なし

G 研究発表(学会発表)

- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第43回日本化粧品学会 2018年6月 東京
- 関東裕美 「エステティックの現状を踏まえた化粧品障害」第36回日本美容皮膚科学会総会・学術大会 2018年8月 東京
- 鷺崎久美子・関東裕美・伊藤 崇・野村征司・石河 晃「フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験」第36回日本美容皮膚科学会総会・学術大会 2018年8月 東京
- 関東裕美 「安心・安全なエステティック～厚生労働科学研究結果報告～」第12回エステティック学術会議 2018年9月 東京

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
平成 30 年度 分担研究報告書
エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究

研究代表者 関東 裕美 公益財団法人日本エステティック研究財団

2 エステティック施設の衛生管理の徹底

研究要旨

エステティック施設における衛生環境及び技術者の手指衛生に関する法的規制はない。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。今年度は、「エステティック衛生基準」についてエステティック施設がより遵守しやすいような形での改定を目指した。ヒアリングやアンケート調査により現状の問題点の抽出、エステティック施設の訪問調査、手指衛生の状況等の調査で抽出された課題を踏まえ「エステティックの衛生基準」改定案を作成した。来年度改定案に対する意見聴取を行い普及啓発に努めた。

研究分担者 舘田 一博 東邦大学医学部微生物・感染症学講座
吉住あゆみ 東邦大学医学部微生物・感染症学講座
渡辺麻衣子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部

A 研究目的

エステティックサービスは、皮膚に直接素手で触れるサービスを提供していることから施設の衛生管理の徹底が求められている。本研究においては、営業施設での衛生管理を営業実態に即して徹底できる方策を検討し、営業施設の衛生環境の向上を目的としている。

B 研究方法

1 フェイシャルスキンケア施術細菌調査

●施術者の手指細菌調査

- 1)実施時期 平成 30 年 10 月 17 日
平成 30 年 11 月 28 日
平成 30 年 12 月 19 日

2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院

3)被験者 2名(実務経験20年以上1名 実務経験5年未満1名)

4)対象施術 フェイシャルスキンケア

5)試験方法

①施術直前および施術直後について、施術者のハンドスタンプ(栄研化学ハンドペタンチェック卵黄加マンニット食塩培地)を採取する。

②37℃ 一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

●被験者の顔面皮膚の細菌検査

- 1)実施時期 平成 30 年 10 月 17 日
平成 30 年 11 月 28 日

平成 30 年 12 月 19 日

2)実施場所 東邦大学医療センター大森病院

3)被験者 健康成人女性 12 名
(平均年齢 45 歳)

4)対象施術 フェイシャルスキンケア

5)試験方法

- ①施術直前および施術直後について、被験者の顔面皮膚を滅菌綿棒で拭う。具体的には滅菌綿棒を滅菌生理食塩水に浸し顔面(額、鼻筋、鼻腔、頬、あご)を拭う。
- ②拭った綿棒を 1ml の生理食塩水に溶解した後、100ul ずつ MRSA 培地、普通寒天培地に塗布する。37°C 一昼夜培養後、生育した細菌数をチェックし、同定試験を行う。

2 「エステティック衛生基準」の改定

●エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

●「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

1)実施時期 平成30年12月20日～
平成31年2月15日

2)調査対象 エステティックの
技術者及び経営者

3)調査方法 質問紙の配布 郵送による回収

●「エステティックの衛生基準」改定案の作成
上記ヒアリング及びアンケート調査結果をふま
え改定案を作成する。

3 施設の衛生管理状況の実態把握

●エステティック営業施設の環境調査

1)実施時期 平成30年7月～11月

2)実施場所 都内及び横浜のエステティック営業施設 11か所

3)サンプル採取箇所

①施術室

②洗浄室

4)サンプル収集方法

- ①エアサンプラーを用い寒天平板培地に空気を採取した後、25°Cで7日間培養した。
- ②生じたコロニー数を計測し、空気 1 m³当りの総菌数を colony forming unit (CFU) で表した。



5)分離株の分離・同定方法

- ①DG-18 寒天平板培地 (室内環境に分布する真菌の発育に適した培地) に発育したコロニー全てを、実体顕微鏡および光学顕微鏡で観察し、おおまかに分類。
- ②全ての分類群ごとに釣菌して PDA 平板培地または M40Y 平板培地に植え、25°C・1～2 週間培養。
- ③全ての分離菌株を凍結保存し、形態的特徴・β-tubulin 遺伝子塩基配列を指標として同定。

細菌に関してはミューラーヒントン培地に発育したコロニーを同培地に分離培養し、35°C1昼夜培養後、発育したコロニー全てについてグラム染色により大まかに分類した。同定試験は 16S rDNA 配列解析を指標として行った。

C 研究結果

1 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 (資料5)

- 施術者の手指細菌調査
- 被験者の顔面皮膚の細菌検査
- ① 施術者(実務経験20年以上と実務経験5年未満の2名)の手洗い後の測定を日程を変えて3回行った。その結果、実務経験20年以上の技術者はすべての測定で菌数が少なく、5年未満では菌数が多いときがあった。また実務経験5年未満の施術者については施術直前のハンドスタンプから*S. aureus*が分離されたことから保菌の可能性が示唆された。
- ② 被験者と施術者間の細菌類の伝搬状況について、実務経験5年未満の施術者について、被験者2および被験者4を施術する前のハンドスタンプ、施術した後のハンドスタンプよりとびひなどの原因となる*S. aureus*が分離された。被験者2の顔面皮膚細菌検査で、施術後の頬からも*S. aureus*が分離された。被験者2の施術前の顔面皮膚からは*S. aureus*が分離されなかったことから、施術者の保菌する*S. aureus*が被験者2の顔面に伝播したことが示唆された。被験者4の顔面細菌検査では、施術前および施術後の顎、施術後のほおから*S. aureus*が検出された。被験者4については被験者4およびエステシヤンの保菌する*S. aureus*が伝播しあった可能性が示唆された。

2 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

- エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

経営者や養成施設講師の集まる会合及び本試験へ協力した技術者等へ聴取した。その結果、以下の課題を抽出した。

- ・ 内容が難しすぎて理解できない。「布巾」など通常使わない用語が使われている。
- ・ 消毒方法に営業施設の実情になじまないものがある。
- ビビテンが手に入らなくなった。オートクレーブなど設置できない。等
- ・ コストや手間が増えて完全に実施することは難しい。
- 消毒液や使い捨て雑巾のコストがきつい。施設が賃貸なので設備基準をクリアできない。お客様が立て込むとついおろそかになる。等
- ・ 健康な方が対象なので厳しすぎるのではないか。
- ・ 手荒れや備品の劣化など衛生管理による弊害が出て困る。
- ・ その他

- 「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

平成30年12月20日～平成31年2月15日にかけてエステティックの営業施設 経営者及び技術者を対象に調査票(資料3-①)を配布、回収した。その結果150通の有効回答を得た。経営者との回答は、82%(123件)だった。

「エステティックの衛生基準」の認知度については、59.3%(104件)で公益財団法人日本エステティック研究財団が行う「エステティックの衛生基準」習得のためのeラーニングを受講していた。また、「エステティックの衛生基準」の問題点については、前項のヒアリングで抽出された問題点を選択

肢とした。1位は、「基準通りにすると手間が増えすぎて業務に支障が出る」33.3%(50件) 次いで2位は「正しいやり方がわからない」19.3%(29件)だった。コストがかかりすぎる(12.7%) 手荒れなどの弊害(9.3%)等 実施上ハードルとなる事項にも回答があった。(資料 3⑫⑬)

これらの問題点をふまえ「エステティックの衛生基準」改定案たたき台を作成した。(資料 6)

3 施設の衛生管理状況の実態把握

エステティック営業施設 11 施設の施術室及び洗浄室(タオル類の洗濯や器具類の洗浄消毒を行うスペース)の環境を調査した結果は以下の通りだった。

施設の衛生管理状況の実態把握測定結果

| 施設/地域 | 細菌(cfu/m ³) | | 真菌(cfu/m ³) | | |
|--------------|-------------------------|-------|-------------------------|--------|--------|
| | 施術室 | 洗浄室 | 施術室 | 洗浄室 | 外気 |
| 1 東京都渋谷区 A | 103.0 | 17.0 | 実施せず | 実施せず | 実施せず |
| 2 東京都目黒区 B | 29.0 | 65.0 | 66.0 | 48.0 | 348.0 |
| 3 東京都世田谷区 C | 536.0 | 45.0 | 666.0 | 626.0 | 748.0 |
| 4 東京都世田谷区 D | 306.0 | 163.0 | 406.0 | 338.0 | 668.0 |
| 5 東京都目黒区 E | 25.0 | 38.0 | 134.0 | 264.0 | 5203.0 |
| 6 東京都渋谷区 F | 105.0 | 106.0 | 146.7 | 196.0 | 673.3 |
| 7 東京都中央区 G | 66.0 | 43.0 | 532.0 | 1040.0 | 1193.3 |
| 8 東京都豊島区 H | 64.0 | 84.0 | 138.0 | 260.0 | 350.0 |
| 9 東京都港区 I | 60.0 | 59.0 | 364.0 | 246.7 | 746.0 |
| 10 東京都品川区 J | 176.0 | 536.0 | 1486.7 | 616.0 | 393.3 |
| 11 神奈川県横浜市 K | 66.0 | 90.0 | 2053.3 | 944.0 | 670.0 |

参考となる比較値；

学校；細菌 10,000 cfu/m³・真菌 2,000 cfu/m³、 事務所；細菌 500 cfu/m³・真菌 50 cfu/m³

住宅；真菌 1,000 cfu/m³

(日本建築学会「微生物による室内空気汚染に関する設計・維持管理規準・同解説」)

細菌：当日/調査直前の利用者の有無、その後の清掃状況を反映(→ヒト由来)？

真菌：部屋の換気・普段の清掃状況など室内環境を反映(→ハウスダスト、建物由来)？

D 考察

1 フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験

● 施術者の手指細菌調査および被験者の顔面皮膚の細菌検査

施術者の手洗いについては、実務経験が少ない技術者で手洗いが不十分と思われるケースが見られた。当該施術者より被験者および分離された黄色ブドウ球菌は一般的にヒトの皮膚や鼻腔に常在するとされているが、場合によっては感染症の原因ともなることがある。

被験者の顔面に保菌が示唆された例に関しても同様に、施術者でも同菌の伝播が示唆されるため、手洗いおよび手指消毒の徹底が必要と考えられた。次年度はこれまでの研究結果をもとに、手洗いおよび手指消毒に関する指導および、その成果調査を行っていききたい。

2 「エステティック衛生基準」に関する意見聴取

● エステティック営業施設及び技術者養成施設のスタッフにヒアリングを行った。

● 「エステティックの衛生基準」に関するアンケート調査

● 「エステティックの衛生基準」改定案の作成ヒアリング及びアンケート調査結果から「エステティックの衛生基準」改定に向けた問題点を抽出した。

公益財団法人日本エステティック研究財団がエステティック営業施設の衛生環境向上を目的として策定した「エステティックの衛生基準」は、その習得を目的とするeラーニングの受講経験が2/3を数えるなど認知度は高かった。

一方で「エステティックの衛生基準」に何らかの問題点があるとした回答が66.0%あった。一つ目の問題点として「基準通りにすると手間が増えすぎて業務に支障が出る。」(33.3%)「コストがかかりすぎる」(12.7%)で半数近くを占めており、衛生管理の重要性を徹底するとともに手順の見直しやコストダウンの方法等を盛り込む必要があると考えた。

次に「実際にはどのようにしたら正しいのか分からずサロン業務への落とし込みが難しい。」(19.3%)「内容が難しすぎて理解できない。」(3.3%)など内容が十分に把握されていないケースについては、平易で分かりやすい表現を採用する、導入事例を付け加えるなどの工夫が必要と思われた。

最後に「手荒れなどの衛生管理による弊害が出ている。」(9.3%)については、器具洗浄消毒時のゴム手袋の使用や手指の保湿、器具類の劣化については適正な消毒方法の使用を徹底していくことである程度は防げる。

以上のことを踏まえて「エステティックの衛生基準」の改定素案を作成した。次年度には、営業施設や教育施設の意見を聴取して実効性の高い基準としていきたい。

3 施設の衛生管理状況の実態把握

①全サロンについて、営業時の様子、管理方法等についてのアンケート調査を実施する。

②室内空気の浮遊総菌叢の結果を参照して選んだNo2 No3 No10 No11の4サロンについて、室内各所の拭き取り調査、室内の温湿度・換気量調査を実施する。

③分離菌株の同定を行い、室内から検出された菌の由来を考察する。

例) 細菌；ヒト由来、室内環境由来

真菌；高湿度室内環境由来、ハウスダスト由来、外気由来

④上記の結果をもとに清掃、換気等の指導を行い効果測定を行いたいと考えている。

E 結論

平成30年度独立行政法人国民生活センターの危害情報には、「施設の衛生管理が杜撰」「蜂窩炎になった」「技術者の手荒れで傷がついた」など衛生に関する報告があった。一方で営業施設へのアンケートでは少数ながら「今まで問題がなかったから衛生管理は必要ない」「健常人が対象なので衛生管理は必要ない」との回答があった。エステティック施設は、健康な人を対象に施術を提供する施設であり、ノンクリティカルに分類されているとしても、直接顧客の皮膚に対して施術を行うことで十分な感染対策が必要である。公益財団法人日本エステティック研究財団策定の「エステティックの衛生基準」は、eラーニングで習得を促すなど普及に努めているが、本年度の調査で衛生管理の知識はあるが、忙しいことなどを理由に十分に行われていないことがうかがえた。エステティック施設において簡易で実行しやすい形で「エステティックの衛生基準」を改定し、さらに衛生管理の必要性を加えて普及啓発を継続していく。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1 論文発表

なし

2 学会発表

○吉住あゆみ・関東裕美・舘田一博・鷺崎久美子「フェイシャルスキンケアによる細菌伝播の調査」第30回日本臨床微生物学会総会・学術集会 2019年2月 東京

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献

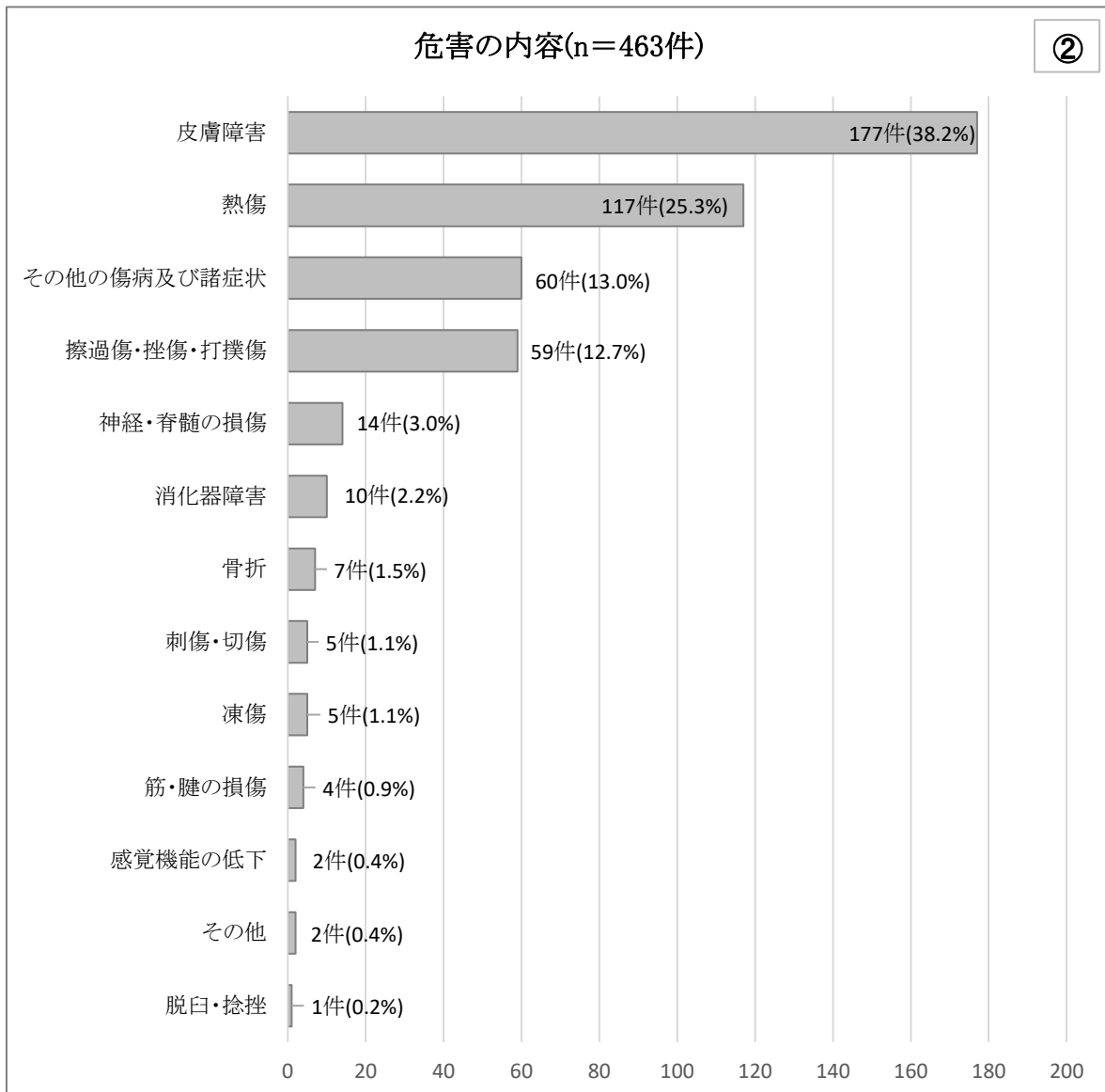
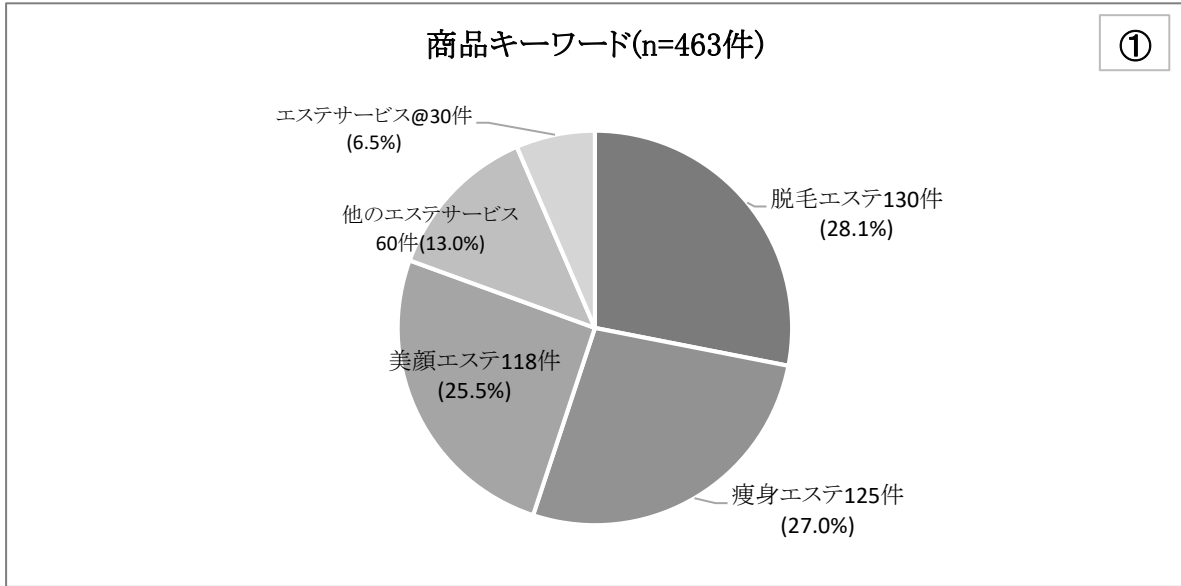
- 1) エステティックの衛生基準 公益財団法人日本エステティック研究財団 2009
- 2) 「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」大原國章他 平成22年度～平成25年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理総合研究事業)
- 3) 篠田勲 皮膚臨床 39(4) : 615-618 1997
- 4) Huijsdens et al. Emerging Infectious Disease 14:1797-1799.2008
- 5) 山本恭子 環境感染 Vol.17 No.4,2002
- 6) 岡田淳編 臨床検査学講座 微生物学/臨床微生物学 第3版 医歯薬出版株式会社

Ⅲ 研究成果の刊行に関する一覧表

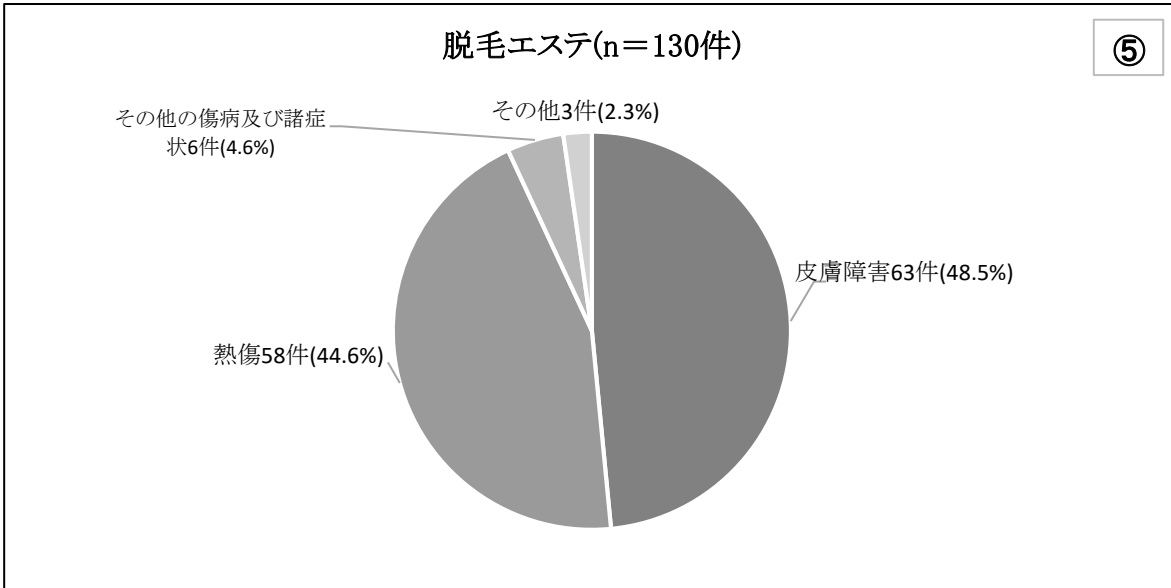
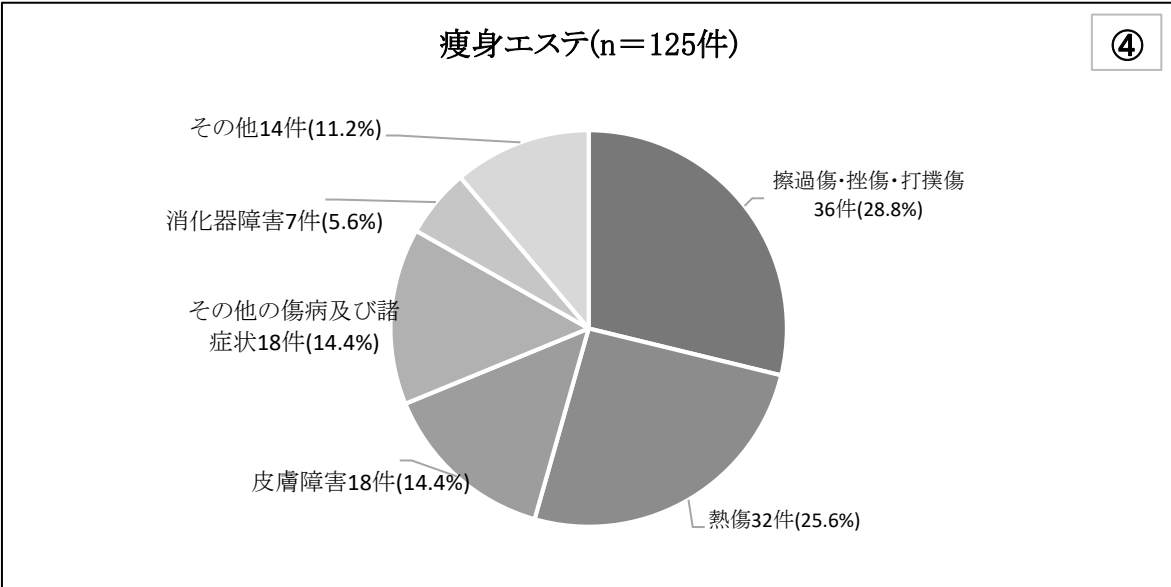
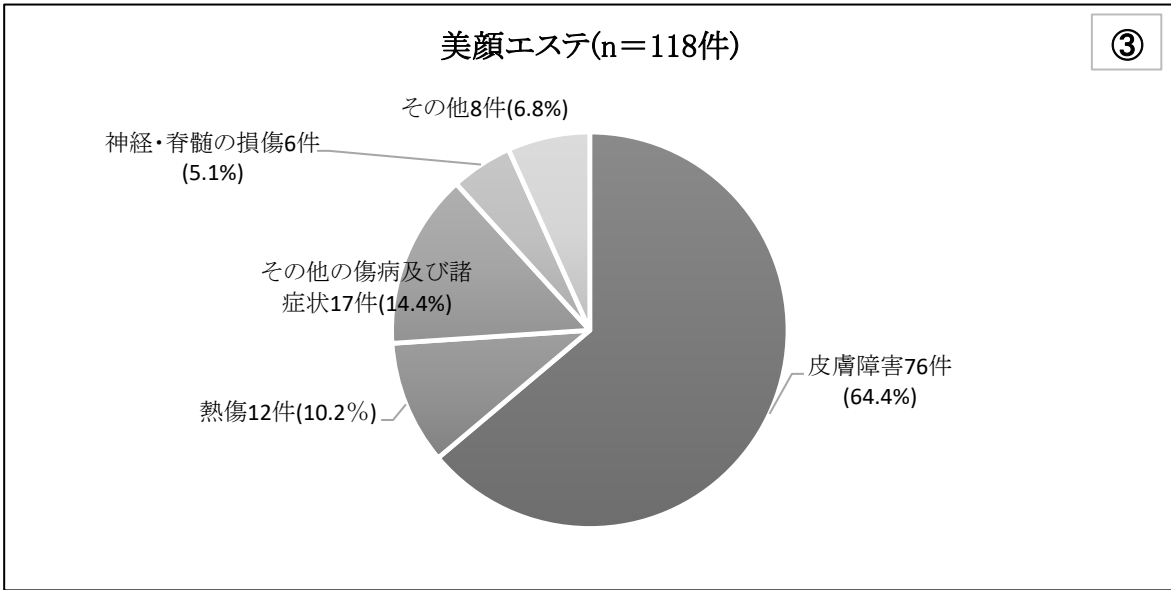
刊行なし

独立行政法人国民生活センター PIO-NET(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談 集計結果



商品キーワード別 危害内容

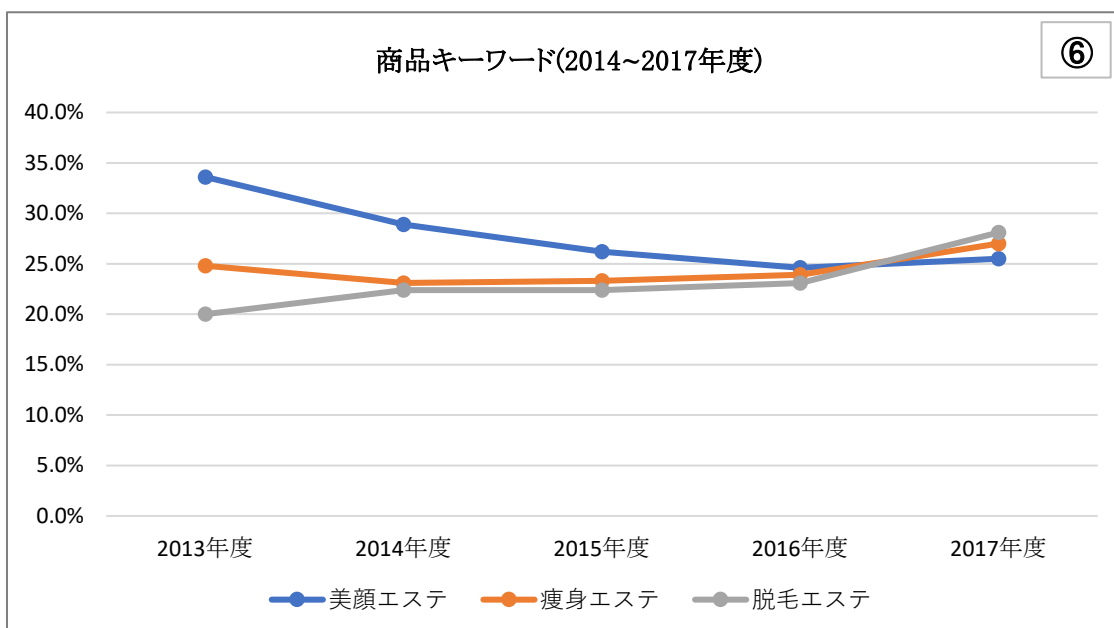


独立行政法人国民生活センター PIO-NET(2013年4月1日~2018年3月31日)

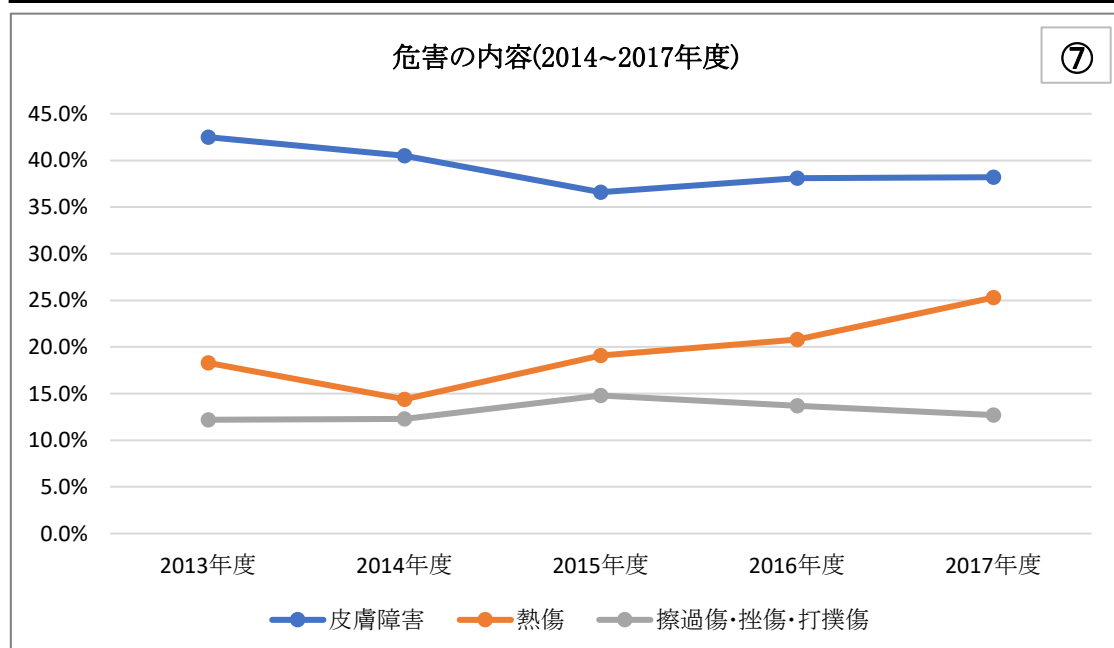
「エステティック」カテゴリー 消費者からの危害相談 集計結果

資料1 商品キーワード年度構成比推移

| | 2013年度(690件) | | 2014年度(643件) | | 2015年度(549件) | | 2016年度(590件) | | 2017年度(463件) | |
|-------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
| 美顔エステ | 33.6% | 232件 | 28.9% | 186件 | 26.2% | 144件 | 24.6% | 145件 | 25.5% | 118件 |
| 痩身エステ | 20.0% | 138件 | 23.2% | 149件 | 23.3% | 128件 | 23.9% | 141件 | 27.0% | 125件 |
| 脱毛エステ | 24.8% | 171件 | 22.4% | 144件 | 22.4% | 123件 | 23.1% | 136件 | 28.1% | 130件 |



| | 2013年度(690件) | | 2014年度(643件) | | 2015年度(549件) | | 2016年度(590件) | | 2017年度(463件) | |
|------------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
| 皮膚障害 | 42.5% | 293件 | 40.4% | 260件 | 36.6% | 201件 | 38.1% | 225件 | 38.2% | 177件 |
| 熱傷 | 18.3% | 126件 | 14.5% | 93件 | 19.1% | 105件 | 20.8% | 123件 | 25.3% | 117件 |
| 擦過傷・挫傷・打撲傷 | 12.2% | 84件 | 12.3% | 79件 | 14.8% | 81件 | 13.7% | 81件 | 12.7% | 59件 |



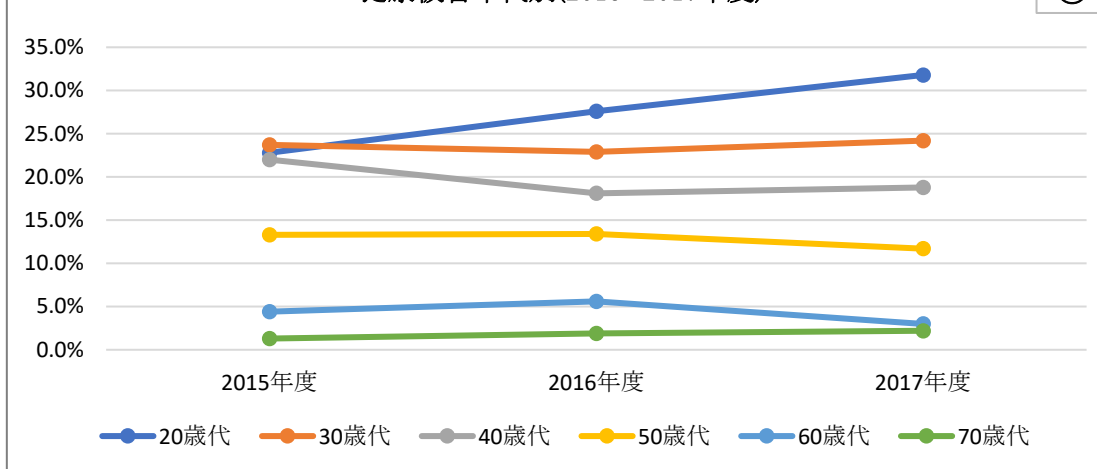
独立行政法人国民生活センター PIO-NET(2013年4月1日~2018年3月31日)

「エステティック」 カテゴリー 消費者からの危害相談 集計結果

資料1 健康被害年度構成比推移

| | 2015年度(549件) | | 2016年度(590件) | | 2017年度(463件) | |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
| 20歳代 | 22.8% | 125件 | 27.6% | 163件 | 31.8% | 147件 |
| 30歳代 | 23.7% | 130件 | 22.9% | 135件 | 24.2% | 112件 |
| 40歳代 | 22.0% | 121件 | 18.1% | 107件 | 18.8% | 87件 |
| 50歳代 | 13.3% | 73件 | 13.4% | 79件 | 11.7% | 54件 |
| 60歳代 | 4.4% | 24件 | 5.6% | 33件 | 3.0% | 14件 |
| 70歳代 | 1.3% | 7件 | 1.9% | 11件 | 2.2% | 10件 |

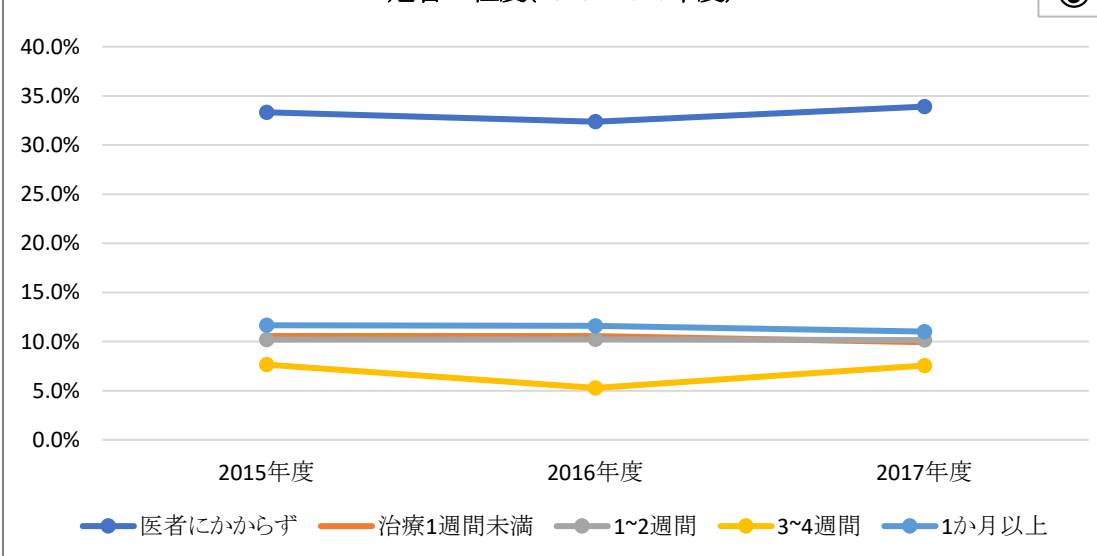
健康被害年代別(2015~2017年度)



資料1 危害の程度年度構成比推移

| | 2015年度(549件) | | 2016年度(590件) | | 2017年度(463件) | |
|---------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| 医者にかからず | 33.3% | 183 | 32.4% | 190 | 33.9% | 157 |
| 治療1週間未満 | 10.6% | 58 | 10.6% | 62 | 9.9% | 46 |
| 1~2週間 | 10.2% | 56 | 10.2% | 60 | 10.2% | 47 |
| 3~4週間 | 7.7% | 42 | 5.3% | 31 | 7.6% | 35 |
| 1か月以上 | 11.7% | 64 | 11.6% | 68 | 11.0% | 51 |

危害の程度(2015~2017年度)



美容ライト機器皮膚安全性試験結果

1. 皮膚の生理機能 測定結果

| | 被験者 | 使用機器 | 年齢 | 性別 | 施術前 | 施術後 | 施術前 | 施術後 |
|----|-----|------|----|----|-----------------------|------|--|------|
| | | | | | 水分量 (μs) | | TEWL ($\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{hr}$) | |
| 右頬 | 1 | A | 57 | F | 59.7 | 53.5 | 13.9 | 23.0 |
| | 2 | A | 39 | F | 80.1 | 71.2 | 24.0 | 37.5 |
| | 3 | A | 42 | F | 68.2 | 95.2 | 18.8 | 34.2 |
| | 4 | A | 30 | F | 52.1 | 85.2 | 20.4 | 27.3 |

| | 被験者 | 使用機器 | 年齢 | 性別 | 施術前 | 施術後 | 施術前 | 施術後 |
|----|-----|------|----|----|-----------------------|------|--|------|
| | | | | | 水分量 (μs) | | TEWL ($\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{hr}$) | |
| 左頬 | 1 | B | 57 | F | 73.8 | 92.6 | 8.7 | 15.9 |
| | 2 | B | 39 | F | 72.5 | 81.9 | 29.6 | 29.4 |
| | 3 | B | 42 | F | 80.5 | 81.9 | 18.9 | 19.3 |
| | 4 | B | 30 | F | 77.9 | 81.9 | 24.9 | 28.2 |

| | 被験者 | 使用機器 | 年齢 | 性別 | 施術前 | 施術後 | 施術前 | 施術後 |
|----|-----|------|----|----|-----------------------|------|--|------|
| | | | | | 水分量 (μs) | | TEWL ($\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{hr}$) | |
| 右頬 | 5 | C | 27 | F | 34.8 | 62.5 | 22.8 | 33.3 |
| | 6 | C | 58 | F | 52.9 | 79.9 | 17.9 | 28.2 |
| | 7 | C | 28 | F | 61.3 | 46.3 | 22.2 | 22.4 |
| | 8 | C | 37 | F | 74.9 | 83.2 | 18.7 | 28.6 |

| | 被験者 | 使用機器 | 年齢 | 性別 | 施術前 | 施術後 | 施術前 | 施術後 |
|----|-----|------|----|----|-----------------------|------|--|------|
| | | | | | 水分量 (μs) | | TEWL ($\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{hr}$) | |
| 左頬 | 5 | D | 27 | F | 48.8 | 81.9 | 30.6 | 33.2 |
| | 6 | D | 58 | F | 69.4 | 81.9 | 16.2 | 16.0 |
| | 7 | D | 28 | F | 63.1 | 81.9 | 26.1 | 28.6 |
| | 8 | D | 37 | F | 79.4 | 81.9 | 19.9 | 27.7 |

| | 被験者 | 使用機器 | 年齢 | 性別 | 施術前 | 施術後 | 施術前 | 施術後 |
|----|-----|------|----|----|-----------------------|------|--|------|
| | | | | | 水分量 (μs) | | TEWL ($\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{hr}$) | |
| 右頬 | 9 | E | 38 | F | 86.5 | 92.1 | 16.2 | 16.8 |
| | 10 | E | 37 | F | 77.0 | 63.9 | 13.0 | 16.9 |
| 左頬 | 9 | E | 38 | F | 85.1 | 81.9 | 20.4 | 18.1 |
| | 10 | E | 37 | F | 76.2 | 70.1 | 24.5 | 22.0 |

2. 皮膚表面温度測定結果

| 使用機器 | ジェル塗布による温度変化 | 照射直後の温度変化 |
|------|--------------|-----------|
| A | -11.9 | 0.26 |
| B | -8.3 | -0.36 |
| C | -8.49 | -11.18 |
| D | -7.64 | 1.36 |
| E | ジェル無 | -11.35 |

日本エステティック協会 各位
「エステティックサロン 化粧品実態調査」ご協力をお願い
 平成30年度厚生労働科学研究費補助金「エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究」においてエステティック施術の安全性向上に関する研究を行っています。今年度は、施術に使用される化粧品及びサロンで販売されている化粧品の実態を把握したいと考えております。お忙しいところ大変恐縮ではございますがご協力をお願いいたします。結果につきましては、集計して統計処理を加えて使用し、個々の回答が公表されることはありません。また、回答の内容によって不利益を被ることもありません。

研究代表者 岡 東 裕 美
 公益財団法人日本エステティック研究財団理事長
 愛知大学医学部皮膚病科学講座臨床教授

お名前 _____ emailは電話番号 _____
 ※ご連絡先等は、本アンケートの宛先内容の範囲のみに使用いたします。
 当てはまるもの一つに区をして下さい。 □経営者 □社員・スタッフ
 ※お勤めの方は、勤務先の状況を回答してください。

サロンの状況をお伺いいたします。(該当する項目に○()内は該当事項をご記入ください。)

- ★貴サロンの経営タイプは?(該当するもの1つに○)
 ①直営の多店舗(全 店舗) ②フランチャイズ加盟店 ③個人経営の単店
 ④その他()
- ★貴サロンのエステティック営業形態は?
 ①エステ専門店 ②理容室と併設 ③美容室と併設 ④化粧品店と併設
 ⑤スポーツ施設と併設 ⑥医療施設と併設 ⑦その他()
- ★貴サロンのエステティシヤンの人数は?
 エステティシヤン(人)
 女性(%) 男性(%)
- ★貴サロンの利用客の男女比率は?(合計が100%になるように記入)
 女性(%) 男性(%)
- ★貴サロンの女性利用客の年齢層は?(合計が100%になるように記入)
 10歳代(%) 20歳代(%) 30歳代(%) 40歳代(%)
 50歳代(%) 60歳以上(%)
- ★貴サロンの男性利用客の年齢層は?(合計が100%になるように記入)
 10歳代(%) 20歳代(%) 30歳代(%) 40歳代(%)
 50歳代(%) 60歳以上(%)

Q12. 今回の研究で「エステティックの衛生基準」の改訂を検討しています。以下の中から当てはまるものすべてに区をしてください。
 内容が確しすぎで理解できない。
 実際にはどのようなようにしたら正しいかわからずサロン業務への落とし込みが難しい。
 基準通りになると手間が増えすぎて業務に支障が出る。
 コストがかかりすぎる。
 今まで衛生管理をしなくても問題が起きていないので必要ないと思う。
 店舗の方がだけをお客様としているので衛生管理は必要ないと思う。
 手荒れなど衛生管理による弊害が出て困っている。
 その他 「エステティックの衛生基準」に関するご意見がございましたらご記入下さい。

Q13. エステティックの健康被害に関する質問や化粧品以外の健康被害事例などございましたらご記入ください。

[]

ご協力ありがとうございました。

※ご不明な点等ございましたらご連絡をお願いいたします。
 公益財団法人日本エステティック研究財団事務局
 TEL: 03-3501-5721 email: info@jerfor.jp

※返信用封筒にて平成31年1月31日までにご返送をお願いいたします。

※返信用封筒にて平成31年1月31日までにご返送をお願いいたします。

Q1. 貴サロンでは、お客様にフェイシャルエステティック施術を行う前にお客様に確認しているものすべてに○をしてください。

- ①体質や皮膚の質 ②施術日の体調 ③施術日の皮膚状態
- ④治療中の疾患 ⑤アレルギーの有無
- ⑥その他()

Q2. 貴サロンでフェイシャルエステティックを受けられるお客様は全来店者の()%

Q3. 貴サロンのフェイシャルエステティックに関するメニューコースは何種類ありますか? ()

- ①リラクゼーション ②蒸肌 ③シミのケア ④シワのケア ⑤ニキビのケア
- ⑥脱毛 ⑦ケアルミのケアや予防め ⑧その他()

Q5. 上記回答の中で来店目的の高いものは? (上位3つ上げてください)

- 1位() 2位() 3位()

Q6. 貴サロンで施術に使用している化粧品のうち下記に該当するものすべてに○をしてください。①～③に○のついた項目に該当があればそれぞれも○をしてください。

- ①輸入化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品
- ②国産化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品
- ③OEMなどオリジナル化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品

Q7. 貴サロンで販売している化粧品のうち下記に該当するものすべてに○をしてください。①～③に○のついた項目に該当があればそれぞれも○をしてください。

- ①輸入化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品
- ②国産化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品
- ③OEMなどオリジナル化粧品 □機能性化粧品(医薬部外品) □オーガニック化粧品

Q8. 次の成分が含まれている化粧品を使用または販売していますか? 配合されている化粧品が1種類でもあれば○をしてください。

- ①パラベン ②フェニキシエタノール ③1,3ブチレングリコール(BG) ④セタノール
- ⑤キタ科植物 ⑥アロエ ⑦大豆 ⑧小麦 ⑨レチノール
- ⑩マカデミアナッツ ⑪ヤシ油

Q9. 次のうち施術に使用している精油(エッセンシャルオイル)すべてに○をしてください。

- ①ラベンダー ②ゼラニウム ③マジョリカム ④ローズマリー
- ⑤ローズ ⑥カモミール ⑦サイプレス ⑧ジュニパー
- ⑨ティーツリー ⑩クラリセージ ⑪ジンジャー ⑫ペパーミント
- ⑬レモン草 ⑭ナツメグ ⑮イランイラン ⑯フランキンセンス
- ⑰フェネルスイート ⑱アラックペッパー ⑲ベルガモット ⑳サンダルウッド
- ㉑クローブ ㉒その他()

Q10. 貴サロンで化粧品の使用が原因と思われる「かぶれ」等の皮膚障害を起したことがありますか?

- ①ない
- ②ある(そのと表に使用していた化粧品名と皮膚障害の内容などを、わかる範囲でご記入下さい)

| 使用していた化粧品名 もしくは原固成分名 | 障害の内容 (赤み、発疹、水疱など) | 原因 (アレルギー、体調不良など) |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|
| ① | | |
| ② | | |
| ③ | | |

Q11. 公益財団法人日本エステティック研究財団認定「エステティックの衛生基準」に関して当てはまるもの一つに○をしてください。

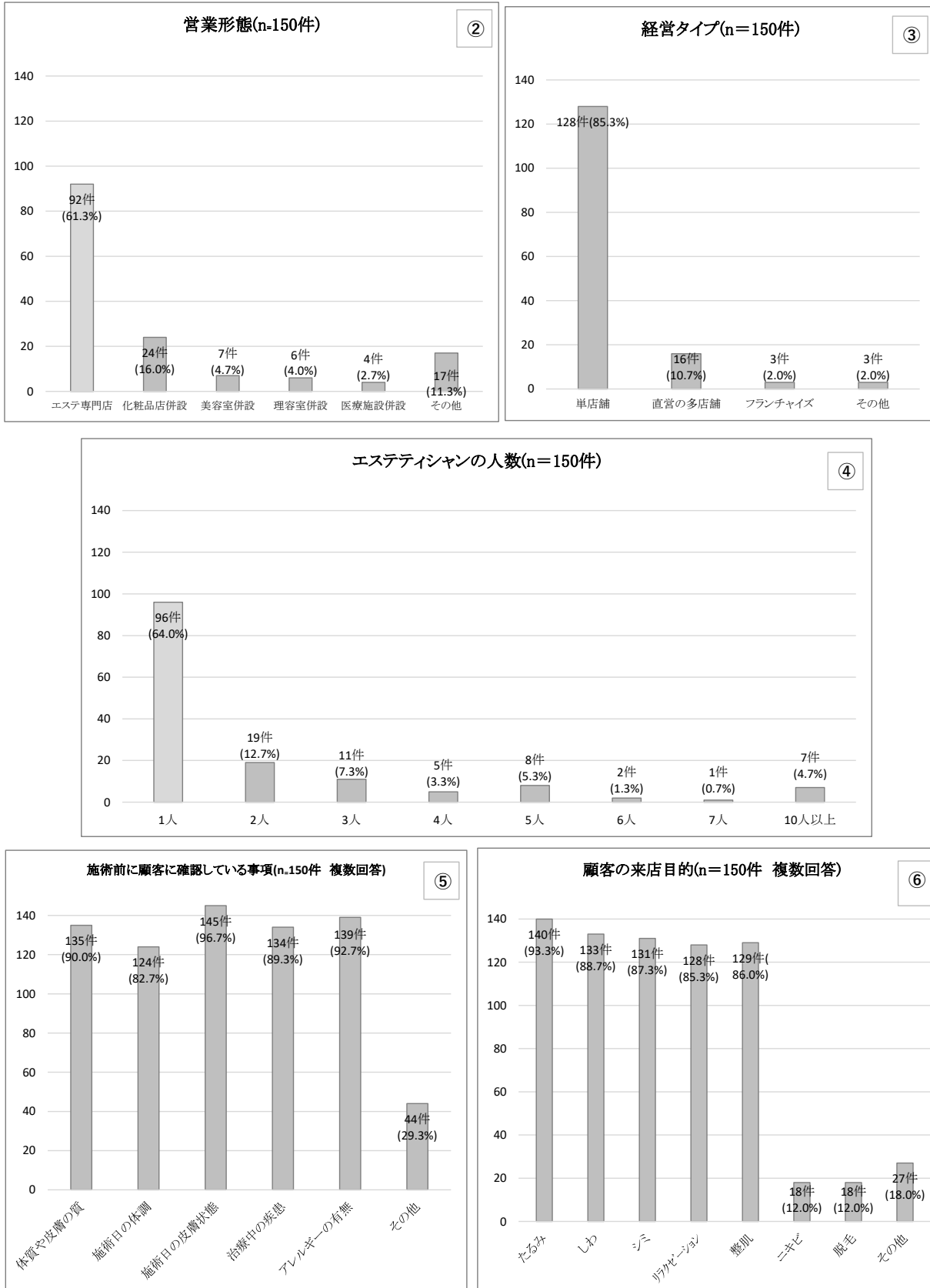
- 「エステティックの衛生基準」がどのようなものか知らない。
- 「エステティックの衛生基準」の名前は聞いたことがある。
- 「エステティックの衛生基準」の内容を読んだことがある。
- 「エステティックの衛生基準」習得のためのeラーニングを受講したことがある。

※返信用封筒にて平成31年1月31日までにご返送お願いいたします。

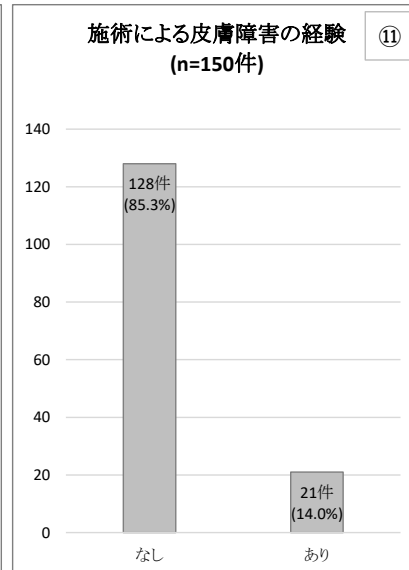
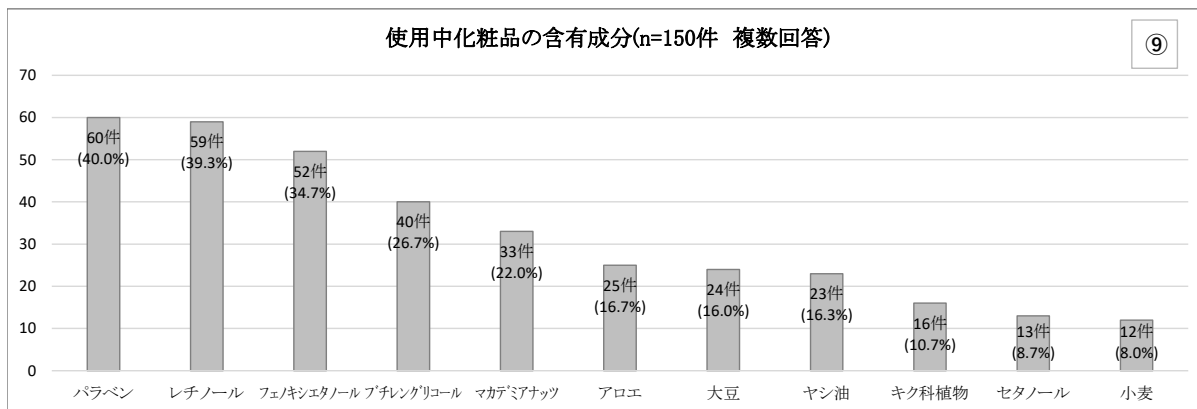
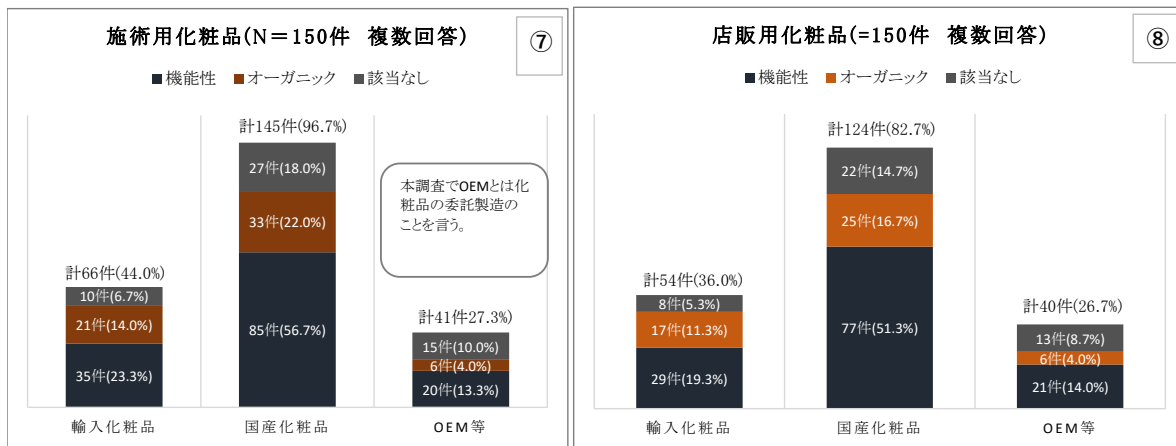
エステティックサロン 化粧品及び衛生管理実態調査 単純集計結果

有効回答数 150件
 調査期間 2018年12月20日～2019年2月15日
 調査方法 一般社団法人日本エステティック協会(個人を会員としている団体 技術者、経営者ともに所属)会報誌に同
 相記入後返送を依頼

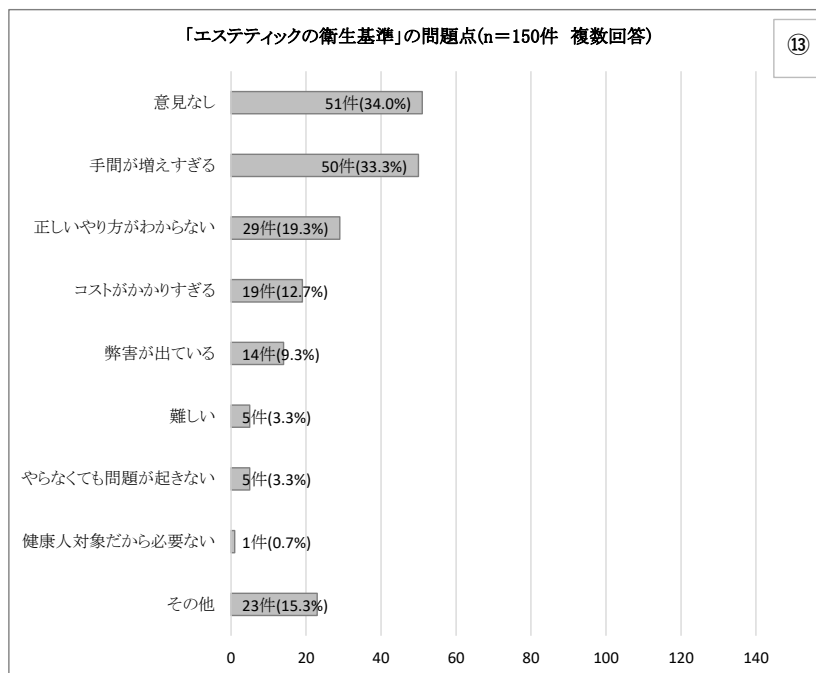
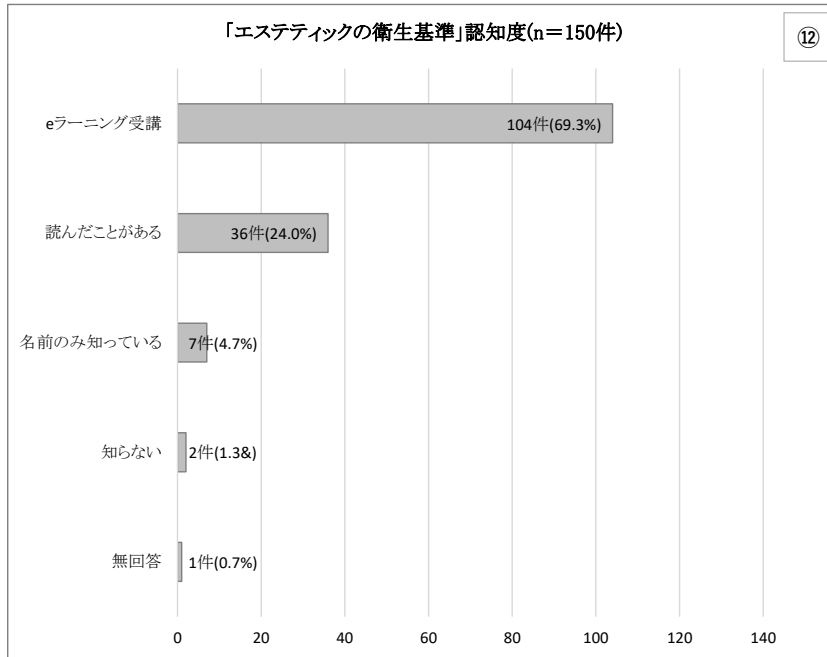
1 回答者属性



2 エステティックサロンにおける化粧品の実態について



3 「エステティックの衛生基準」に関する事項



「エステティックの衛生基準」に関する意見

| |
|---|
| 習得したいとずっと思っていますが、忙しくてなかなか受講できずにいます。 |
| エステサロンで、衛生より売り上げの方を重視しているので、なかなか難しいと思います。 |
| 現在、病気療養のため、施術していません。 |
| 衛生管理は当たり前のこと。 |
| サロンに導入しやすい基準と、そして周知されるようにしていただきたい。 |
| 理解と必要性はわかるが、毎日は難しい。 |
| 衛生基準どおり、実施している。 |
| 手間ですが、必要だと思います。 |
| 衛生管理をすることは大切なことですが、手荒れが気になり、困っています。手荒れのケアをどうしているか教えて欲しいです。コストがかかります。 |
| 今まで以上に、いろいろなウイルスなどがあるので、厳しくていいと思います。 |
| 簡易にできるところは、するようにして行えば、良いと思います。 |
| もう少し詳しくしてもよいと思う。今後の業界の発展のためにも、やるべきことはやってもらうという姿勢が重要です。 |
| 衛生基準に従って、気をつけています。 |
| 衛生管理は厳しくするのに越したことはない。問題が起きていないと言い切れるものではないので、万が一を基準にすべきである。 |
| 通常業務で意識していないところが多いと思うが、消毒等に気をつけトラブルなくきています。 |
| 現在の経営者側は、あまり衛生管理に重点を置いておらず、個人的には心配が多くあります。基準を満たさず、健康被害の出ているケースがあれば知りたいです。といっても会社の方針は変わらないと思うので、別のサロンを探すキッカケにしたいと考えています。 |
| 消毒方法の記載されたガイドブックや、すぐに見ることのできるポスターなどあれば、もっとわかりやすく実施しやすくなるのではないかと思います。消毒だけでなく、皮膚疾患や、アレルギーを起こしやすい成分と事例などのガイドブックがあれば、安心して施術できるようになると思います。 |
| サロンスタッフの中には、無資格の人も多く、衛生管理に関することはもちろん、皮膚や化粧品の基本知識の有無にも差があります。そういったことを踏まえて、エステティックに関する勉強の場が増えて欲しいなと思うことが多々あります。 |
| 素肌に触れるため、衛生基準をしっかり理解し、施術を行うべきだと思います。 |
| お客様の皮膚反応は様々なので、全くの無炎症を全ての人に対応するエステは難しいです。トラブルにならないための皮膚科学の知識は必要なので、改訂を重ねて新しい情報が入手できることはありがたいです。 |
| 衛生管理は行わないといけないこともわかるが、コストと手間にあった内容にしてほしい。 |
| 衛生管理は大切なことと感じているので、必要。手間であるが、仕方ない。 |
| 衛生管理修得後、実際の業務に取り入れています。 |
| 最低限の衛生管理は、必須だと思います。 |
| お店をオープンするときに、設備・スペース等がないと、厳しいのではないかと思います。 |

「エステティックの衛生基準」に関する意見

| |
|--|
| <p>テキストの改訂で、お願いしたい箇所があります。①手洗い実施の際、肘を使うのは蛇口の形状により難しいです。②紫外線消毒器の消耗期間の統一(3000hか2000～3000h) ③記載箇所の統一(あちこち飛んでいて指導しづらい) 衛生管理は、エステティックにとって必要な知識です。できたら、インフルエンザやノロウイルスなどについて、もう少し詳しい説明が欲しいです。</p> |
| <p>グルコン酸クロルヘキシジン液について問題が生じたため、それに対する代替品は何がベターなのか？現在は、塩化ベンザルコニウム液の使用を検討。リネン類の消毒方法について。洗濯機を使用することが多いため、それに添った記載があると理解しやすいと思います。例)洗濯機の水30ℓに対して70mlのハイター、洗剤を入れ洗濯し、LIVに当て乾かす。</p> |
| <p>指針を出すことは必要だと思われませんが、あえて改訂する意味がわかりません。何が問題点なのか。問題があったなら、あったところを是正すべきでは。コストもかかるし、一般ゴミを増やすことになるのではないのでしょうか。</p> |
| <p>脱毛店やリラクゼーション店からフェイシャル店を行うことになったサロンは、衛生面の取り組みが弱く、見ていて恐ろしくなることがある。人の身体に携わる職業は、しっかり衛生管理に取り組む必要を感じる。特に今は感染症が増加していると聞くので、心配である。</p> |
| <p>できる限り、きちんと対応していると思う。</p> |
| <p>消毒用の薬剤をもっと購入しやすくしてほしい。現在、調剤薬局で購入しています。ネットでは、医療・介護関係者でないと購入できない。</p> |
| <p>衛生基準は理解していても、実践にはつながりにくいと思う。</p> |
| <p>特に問題ないと思いますが、実際には簡易的に行っているサロンが多いと思います。もう少しコストや手間がかからない方法があれば良いと思います。当サロンでは、営業中、営業後に噴霧器で弱酸性次亜塩素水溶液を常に噴霧しています。</p> |
| <p>現場では忙しい中、なかなか完全な消毒方法の実践は難しいようです。以前よりは、スタッフの意識は向上してきているとは思いますが。</p> |
| <p>あたりまえのことです。何も問題ございません。</p> |
| <p>衛生基準に基づいて行っていくようにしていますが、出来ていないこともあると思います。改訂してさらに厳しくなると、なかなか難しくなるかと…。</p> |
| <p>一人で営業しているとなかなか書かれているチェックを毎日するのは難しい時もあり、1回つまずくと面倒になり、また自分流になってしまいます。自分がどう意識するかなのですが、なかなか難しく悩んでおります。</p> |
| <p>他サロンに行って思うことですが、自分の髪の毛や下にしまってある器械のコードを触った手で、顔を触られたことがあります。エステティシャンは、衛生管理の意識について、非常にうといと思います。</p> |
| <p>使用する道具類は、消毒した方が清潔で良いと思います。手は、消毒と保湿が必須。</p> |
| <p>全て習慣にすると、特に問題なくできる。</p> |
| <p>スタッフ全員が受講したことで、技術だけでなく管理するということが学べて、良かったと思います。</p> |
| <p>衛生管理は必要なので、手軽にできる方法で管理できればと思います。</p> |

エステティックの健康被害に関する意見

| |
|--|
| 個人サロンなので、お客様の肌状態を把握しているため、特段のトラブルはありません。 |
| ATAアロマインストラクターの資格を持っていますが、ドテラ？の精油は飲めると聞いてきたお客様がおりました。健康被害がででいないか、お調べいたきたいです。 |
| 私自身のことですが、施術の後、生気取られたような疲労感が強く、肩こり、頭痛に悩まされます。施術後、自身の気のケアはどのようにしたらよいでしょうか？ |
| 最近はクリニック利用のお客様も増えており、ヒアルロン酸やボトックスを使用している、または異物を体内に入れていらっしゃる方への施術について、積極的にカウンセリング等に取り入れていくべきである。注意事項はもちろんのこと、クリニックとエステの有効な併用方法などもお客様に伝えていくことができるとよいと思う。 |
| 特になし。お客様に大変喜んでいただいています。 |
| 私のサロンはフェイシャル専門店です。当サロンのお客様の中で、アトピー肌の方が「サロンに行けば大丈夫!」と思ってしまっていることや、サロンスタッフも症状がひどいときもお断りせずにお手入れをしてしまう場面を何度か目にしてヒヤヒヤしています。社内教育はもちろんのこと、もっとエステティックについての知識を深められる機会が必要だと、日々感じています。 |
| オーガニックと自然派化粧品との違いで、お客様は安全と思い使用したオーガニック系の化粧品でかぶれて、当サロンに駆け込む方が最近出てきています。韓国の化粧品が最近流行していて、日本人とお肌の違いもありトラブルになっているケースもあります。 |
| 海に入るスポーツ(サーフィン)などで、クラゲに反応し目の周囲を炎症された方がいました。直接クラゲに接触ではなく、クラゲ反応成分が高級なアイクリームに入っていることが多く、その成分で目が炎症してしまうようです。 |
| WAX脱毛後のトラブルへの対応について、知りたいです。 |
| 脱毛機器の効果など、メーカーによるものだけではわからないことが多い。実際、購入希望でないとなかなか詳しい効果や施術の仕方、トラブル事例などわからず、導入できずに悩む。光脱毛、医療機関で行う脱毛など、もっとわかりやすく勉強できる場がないものか。それと同じく、美顔器についてもEMS、LEDなどの効果があいまいでどのくらいの出力でどのくらいの効果が期待できるのか、メーカー目線でない、正しい知識を得たい。 |
| ボディのリンパ等のマッサージで、腰痛や指の痛みがある。 |
| 私事ですが、年末に帯状疱疹に罹ってしまいお正月休み中のお客様と接することはなかったのですが、もし自身がひどくなければお客様に接することは可能でしょうか？接触感染症の一つですから、中止したほうがよいとは思いますが。 |
| そのようなことがないように、添加物のない化粧品を使用しており、おかげでトラブルなく助かっています。 |
| 施術して数週間してから、カミソリによる肌荒れとの連絡があり、保険手続きを行いました。後日、他サロンと掛け持ちで施術していて、そちらのサロンで断られて、当店に連絡があり保険金の支払いとなったことがわかりました。支払い直後に次回の予約があり、お断りすると、どうしても施術を受けたいと延々電話で粘られました。 |
| 以前、他店でフェイシャルコースを受けていた方で、あまりにも過度なピーリングのせい肌がかうすくなり、敏感肌になっておりました。2カ月半くらい敏感肌対応で保湿メインにコースをしたところ、以前のような赤み・くすみの肌トラブルはなくなりました。 |

エステティックの健康被害に関する意見

お客様ではなく、私自身のことですが、ダイヤモンドピーリングやワックス脱毛の施術時に着用していたラテックス手袋で、ラテックスアレルギーを発症し、以来14年今もアレルギー症状が治まらずです。

エステサロンをやっている人は、メーカー主導の知識の人が多く、協会は会員以外の人に衛生やベーシックな知識を普及していけるとよいなと思います。関東先生のような医師の方々にご参加いただき、衛生や疾病についての勉強会をぜひお願いします。

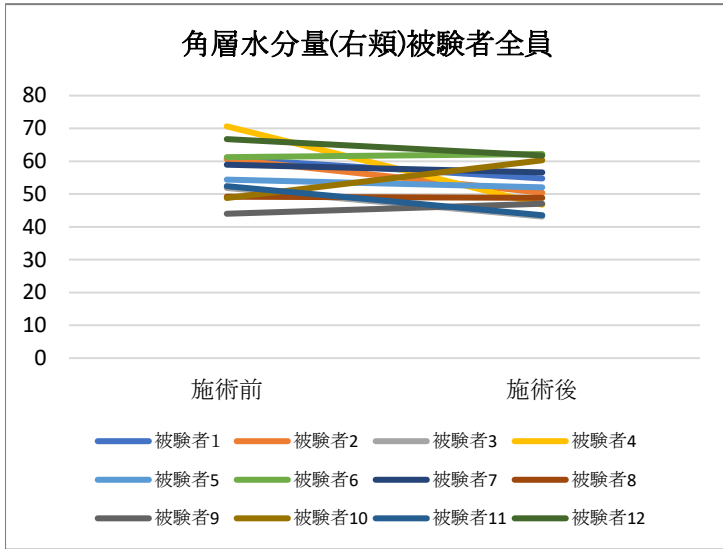
エステ商材の中にはサプリメントもたくさん出ていますが、中には健康上あまり良くないのでという商品もあり、エステ店として見る目を持っていないと大変なことになると思います。そういうものを取り締まることは、できないものですか？

他店で〇〇〇等、肌が薄くなるケアをされて、そちらを休んで問うサロンに通われるお客様がいますが、肌がとても薄く困惑。通常の肌質に戻すほうが今後、敏感肌に陥ることもなく良いと思うのだが、リセラがNGという悪口を言っているようで、うまく伝えられない。今後しばらくは肌を触らない方がよい状態で、元のサロンに戻ってもらうのがベストなのかもだが、エステが大好きで通いたいお客様なので、アドバイスの仕方が難しい。

ドライサウナなどで大量の汗をかき、時々気分が悪くなるお客様がいる。

フェイシャル機器やボディ機器などによる被害。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 角層水分量(右頬)



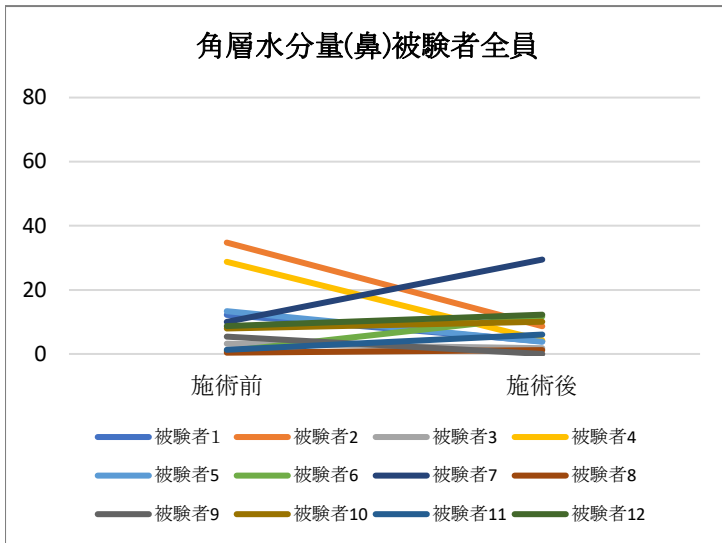
| 角・右頬 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 60.8 | 54.75 | 6.05 |
| 被験者2 | 60.65 | 50.4 | 10.25 |
| 被験者3 | 51.85 | 43.15 | 8.7 |
| 被験者4 | 70.65 | 46.75 | 23.9 |
| 被験者5 | 54.4 | 52.05 | 2.35 |
| 被験者6 | 61.25 | 62.2 | -0.95 |
| 被験者7 | 58.95 | 56.6 | 2.35 |
| 被験者8 | 49.2 | 48.85 | 0.35 |
| 被験者9 | 44 | 47.05 | -3.05 |
| 被験者10 | 48.8 | 60.3 | -11.5 |
| 被験者11 | 52.4 | 43.55 | 8.85 |
| 被験者12 | 66.75 | 61.75 | 5 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 56.641667 | 12 | 7.8681993 | 2.2713535 |
| 施術後 | 52.283333 | 12 | 6.8092629 | 1.9656649 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 4.3583333 | 8.6211641 | 2.4887157 | 1.7512379 | 11 | 0.10770161 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=1.751$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 角層水分量(鼻)



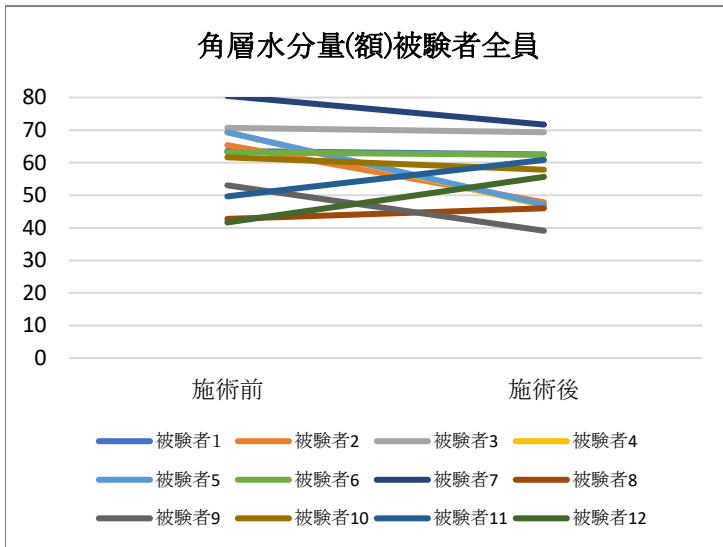
| 角・鼻 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 12.2 | 3.95 | 8.25 |
| 被験者2 | 34.75 | 8.65 | 26.1 |
| 被験者3 | 3.2 | 1.8 | 1.4 |
| 被験者4 | 28.75 | 4.25 | 24.5 |
| 被験者5 | 13.35 | 3.8 | 9.55 |
| 被験者6 | 0.85 | 11.7 | -10.85 |
| 被験者7 | 10 | 29.45 | -19.45 |
| 被験者8 | 0.4 | 1.2 | -0.8 |
| 被験者9 | 5.4 | 0 | 5.4 |
| 被験者10 | 7.95 | 10.05 | -2.1 |
| 被験者11 | 1.3 | 6.05 | -4.75 |
| 被験者12 | 8.7 | 12.25 | -3.55 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 10.570833 | 12 | 10.875921 | 3.139608 |
| 施術後 | 7.7625 | 12 | 7.9566474 | 2.2968863 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 2.8083333 | 13.18899 | 3.8073336 | 0.7376116 | 11 | 0.47619106 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=0.738$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 角層水分量(額)



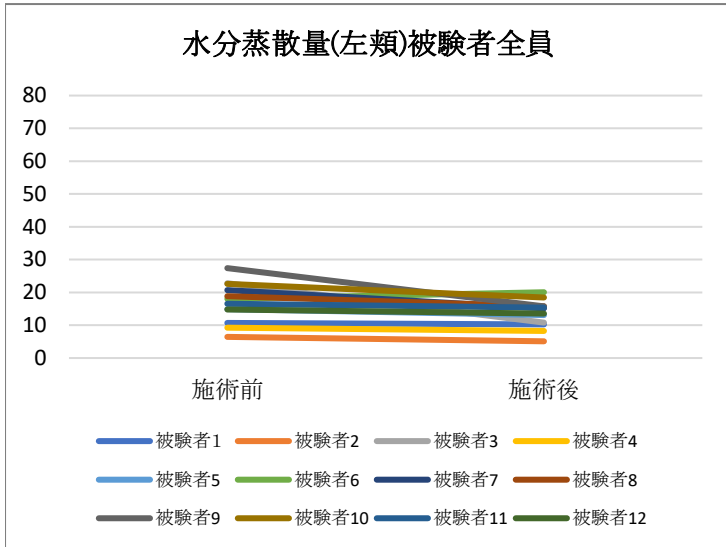
| 角・額 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 63.6 | 62.55 | 1.05 |
| 被験者2 | 65.4 | 47.85 | 17.55 |
| 被験者3 | 70.7 | 69.35 | 1.35 |
| 被験者4 | 69.3 | 46.8 | 22.5 |
| 被験者5 | 69.35 | 47.15 | 22.2 |
| 被験者6 | 63.2 | 62.4 | 0.8 |
| 被験者7 | 80.5 | 71.7 | 8.8 |
| 被験者8 | 42.75 | 46 | -3.25 |
| 被験者9 | 53.05 | 39.1 | 13.95 |
| 被験者10 | 61.65 | 57.85 | 3.8 |
| 被験者11 | 49.65 | 60.85 | -11.2 |
| 被験者12 | 41.65 | 55.65 | -14 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 60.9 | 12 | 11.846461 | 3.4197787 |
| 施術後 | 55.604167 | 12 | 10.219221 | 2.950035 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 5.2958333 | 12.032503 | 3.4734843 | 1.5246458 | 11 | 0.15556915 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=1.525$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 水分蒸散量(左頬)



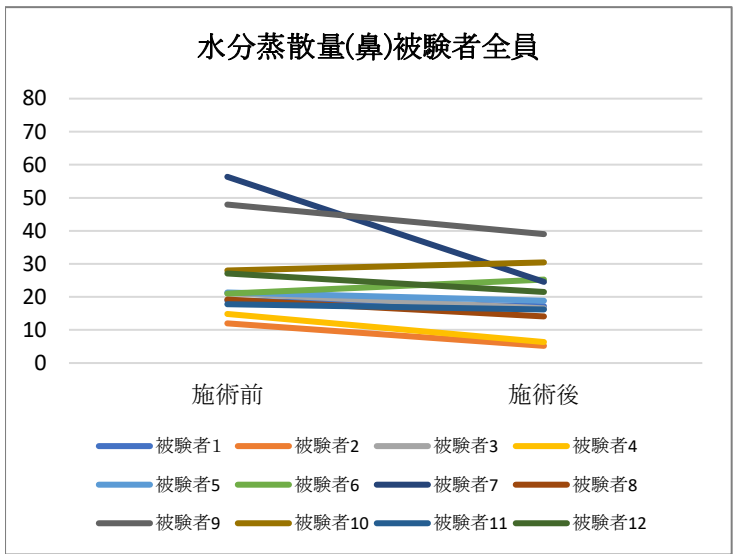
| 水・左頬 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 10.7 | 10.25 | 0.45 |
| 被験者2 | 6.45 | 5.1 | 1.35 |
| 被験者3 | 22.8 | 10.8 | 12 |
| 被験者4 | 9.25 | 8.25 | 1 |
| 被験者5 | 14.9 | 13.1 | 1.8 |
| 被験者6 | 18.05 | 20.05 | -2 |
| 被験者7 | 20.7 | 15.15 | 5.55 |
| 被験者8 | 18.85 | 15.75 | 3.1 |
| 被験者9 | 27.4 | 15.75 | 11.65 |
| 被験者10 | 22.6 | 18.45 | 4.15 |
| 被験者11 | 16.55 | 15.35 | 1.2 |
| 被験者12 | 14.8 | 13.55 | 1.25 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 16.920833 | 12 | 6.1185804 | 1.766282 |
| 施術後 | 13.4625 | 12 | 4.2618351 | 1.2302858 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|
| 施術前-施術後 | 3.4583333 | 4.3390842 | 1.2525857 | 2.7609554 | 11 | 0.0185242 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=2.761$ 、 $p<0.05$ であり、施術前後の平均値の差は有意であることが分かった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 水分蒸散量(鼻)



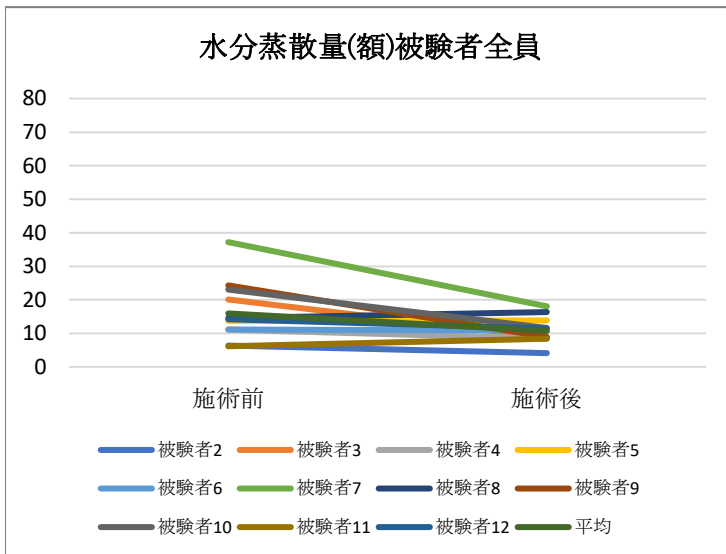
| 水・鼻 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 18.9 | 17.2 | 1.7 |
| 被験者2 | 12 | 5.2 | 6.8 |
| 被験者3 | 21.15 | 16.55 | 4.6 |
| 被験者4 | 14.85 | 6.35 | 8.5 |
| 被験者5 | 21.35 | 18.85 | 2.5 |
| 被験者6 | 21 | 25.25 | -4.25 |
| 被験者7 | 56.35 | 24.55 | 31.8 |
| 被験者8 | 19.2 | 14.1 | 5.1 |
| 被験者9 | 47.95 | 39 | 8.95 |
| 被験者10 | 28 | 30.45 | -2.45 |
| 被験者11 | 17.8 | 16.2 | 1.6 |
| 被験者12 | 27.1 | 21.5 | 5.6 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 25.470833 | 12 | 13.345521 | 2.2713535 |
| 施術後 | 19.6 | 12 | 9.50825 | 1.9656649 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 5.8708333 | 9.0980882 | 2.6263918 | 2.2353227 | 11 | 0.04708546 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=2.626$ 、 $p<0.05$ であり、施術前後の平均値の差は有意であることが分かった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 水分蒸散量(額)



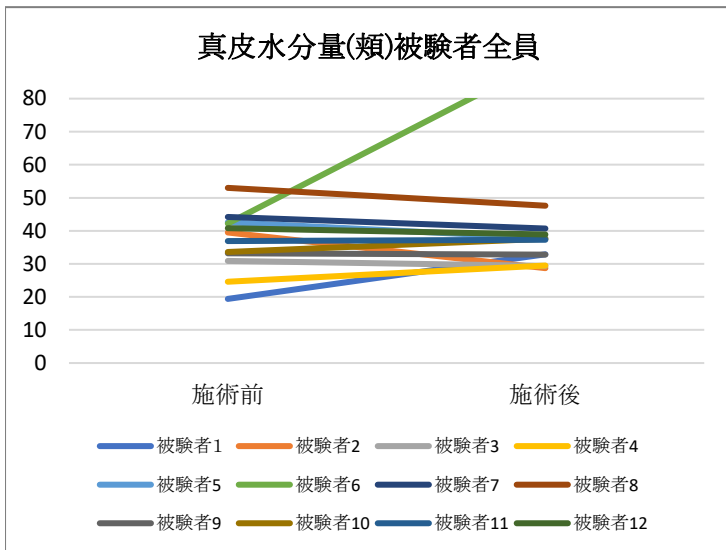
| 水・額 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 9.3 | 7.85 | 1.45 |
| 被験者2 | 6.35 | 4.1 | 2.25 |
| 被験者3 | 20.1 | 8.8 | 11.3 |
| 被験者4 | 11.1 | 8.45 | 2.65 |
| 被験者5 | 13.75 | 13.85 | -0.1 |
| 被験者6 | 11.15 | 10.8 | 0.35 |
| 被験者7 | 37.2 | 18.05 | 19.15 |
| 被験者8 | 14.55 | 16.35 | -1.8 |
| 被験者9 | 24.3 | 8.9 | 15.4 |
| 被験者10 | 23.05 | 11.6 | 11.45 |
| 被験者11 | 6.15 | 8.4 | -2.25 |
| 被験者12 | 14.2 | 11.45 | 2.75 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 15.933333 | 12 | 8.9328895 | 2.5787031 |
| 施術後 | 10.716667 | 12 | 3.8862422 | 1.1218615 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|----------|----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 5.2166667 | 7.175062 | 2.071262 | 2.5185933 | 11 | 0.02854685 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=2.519$ 、 $p<0.05$ であり、施術前後の平均値の差は有意であることが分かった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 真皮水分量(頬)



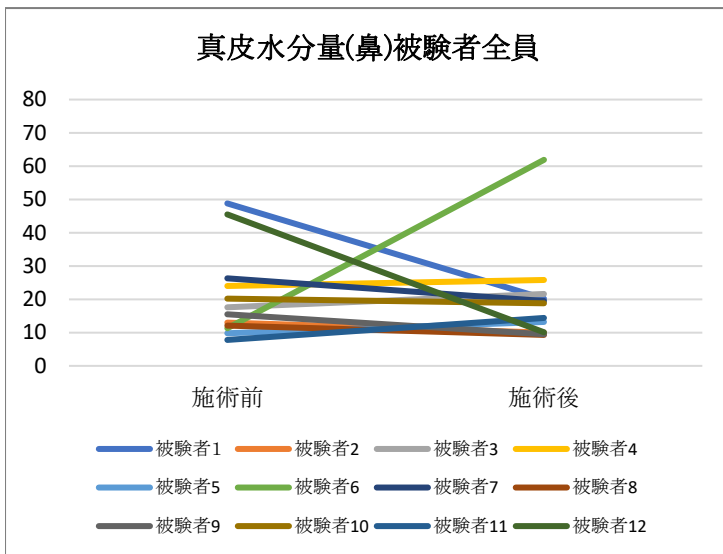
| 真・頬 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 19.4 | 32.9 | -13.5 |
| 被験者2 | 39.5 | 28.7 | 10.8 |
| 被験者3 | 30.9 | 29.4 | 1.5 |
| 被験者4 | 24.6 | 29.5 | -4.9 |
| 被験者5 | 42.6 | 37.8 | 4.8 |
| 被験者6 | 42.2 | 91.7 | -49.5 |
| 被験者7 | 44.2 | 40.7 | 3.5 |
| 被験者8 | 53 | 47.6 | 5.4 |
| 被験者9 | 33.2 | 32.8 | 0.4 |
| 被験者10 | 33.6 | 37.6 | -4 |
| 被験者11 | 36.9 | 37.3 | -0.4 |
| 被験者12 | 40.8 | 38.9 | 1.9 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 36.741667 | 12 | 9.1097808 | 2.6297672 |
| 施術後 | 40.408333 | 12 | 17.05816 | 4.9242667 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|-----------|----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | -3.666667 | 15.662482 | 4.521369 | -0.810964 | 11 | 0.43458233 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=-0.811$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 真皮水分量(鼻)



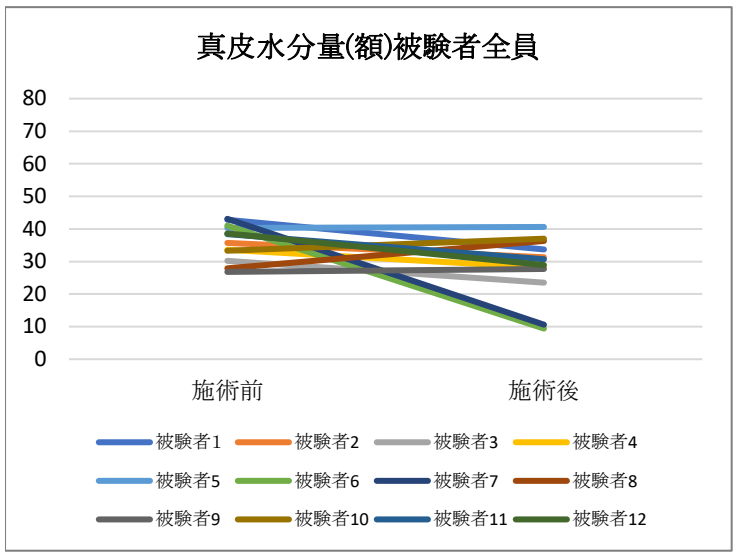
| 真・鼻 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 48.8 | 20.2 | 28.6 |
| 被験者2 | 13 | 10 | 3 |
| 被験者3 | 17.6 | 21.6 | -4 |
| 被験者4 | 24 | 25.8 | -1.8 |
| 被験者5 | 9.8 | 13.2 | -3.4 |
| 被験者6 | 11.3 | 61.9 | -50.6 |
| 被験者7 | 26.3 | 19.5 | 6.8 |
| 被験者8 | 12.1 | 9.3 | 2.8 |
| 被験者9 | 15.5 | 9.5 | 6 |
| 被験者10 | 20.2 | 18.8 | 1.4 |
| 被験者11 | 7.8 | 14.4 | -6.6 |
| 被験者12 | 45.5 | 10.1 | 35.4 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|-----------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 20.991667 | 12 | 13.448924 | 3.88237 |
| 施術後 | 19.525 | 12 | 14.432232 | 4.1662265 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-----------|----------|-----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 1.4666667 | 20.84808 | 6.0183222 | 0.2437003 | 11 | 0.81194828 |

施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=0.2437$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケアの皮膚に対する影響試験 真皮水分量(額)



| 真・額 | 施術前(A) | 施術後(B) | (A)-(B) |
|-------|--------|--------|---------|
| 被験者1 | 42.8 | 33.7 | 9.1 |
| 被験者2 | 35.7 | 31.3 | 4.4 |
| 被験者3 | 30.2 | 23.5 | 6.7 |
| 被験者4 | 33.6 | 28.1 | 5.5 |
| 被験者5 | 40.3 | 40.6 | -0.3 |
| 被験者6 | 41 | 9.4 | 31.6 |
| 被験者7 | 43.1 | 10.6 | 32.5 |
| 被験者8 | 27.9 | 36.3 | -8.4 |
| 被験者9 | 26.8 | 27.7 | -0.9 |
| 被験者10 | 33.3 | 37 | -3.7 |
| 被験者11 | 38.4 | 30.7 | 7.7 |
| 被験者12 | 38.6 | 28.9 | 9.7 |

| | 平均値 | n | 標準偏差 | 標準誤差 |
|-----|--------|----|-----------|-----------|
| 施術前 | 35.975 | 12 | 5.6382017 | 1.6276086 |
| 施術後 | 28.15 | 12 | 9.6715609 | 2.7919392 |

| | 平均値 | 標準偏差 | 標準誤差 | t値 | 自由度 | p値(両側) |
|---------|-------|-----------|----------|-----------|-----|------------|
| 施術前-施術後 | 7.825 | 12.562146 | 3.626379 | 2.1577998 | 11 | 0.05391036 |

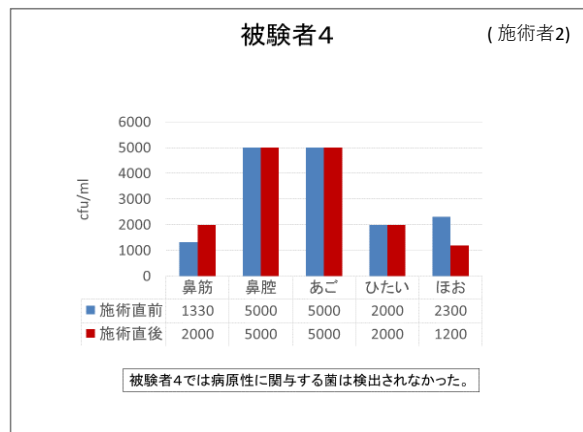
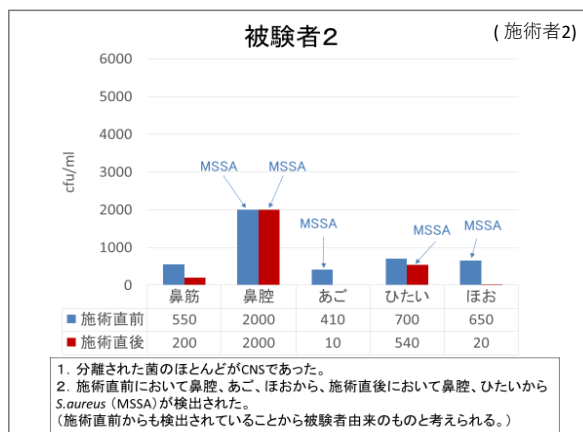
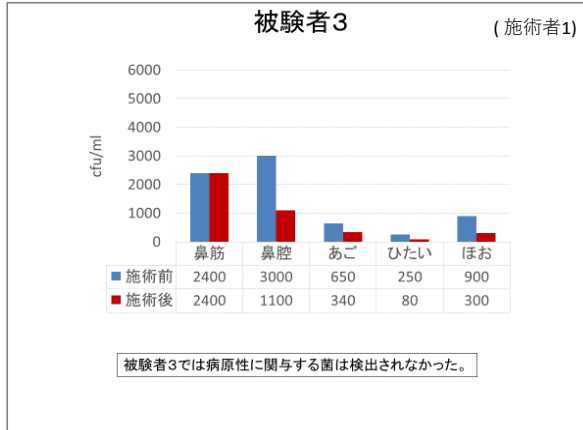
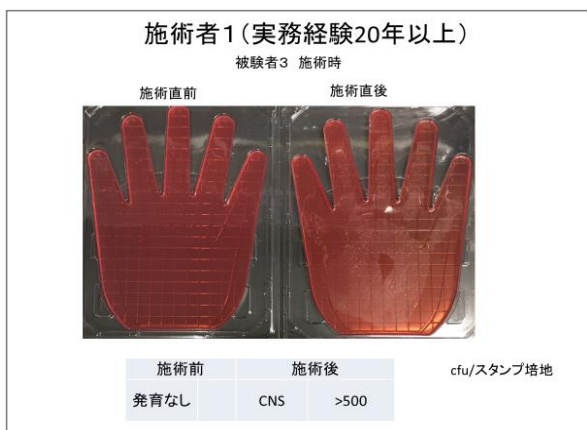
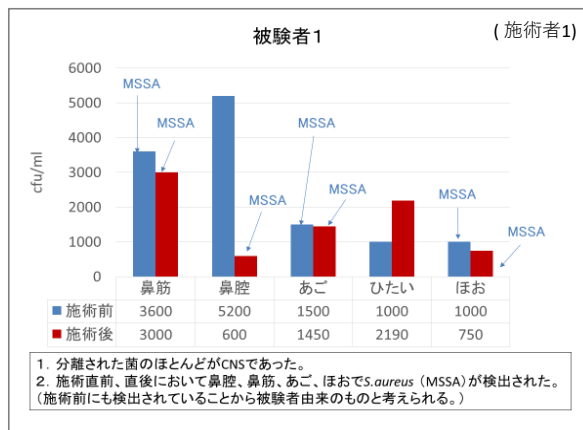
施術前の平均値と施術後の平均値の差が有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、 $t(11)=2.158$ 、 $p>0.05$ であり、施術前後の平均値の差は統計的に有意な差は認められなかった。

フェイシャルスキンケア皮膚に対する影響試験 細菌調査(2018.10.17実施)

施術者の手指細菌調査

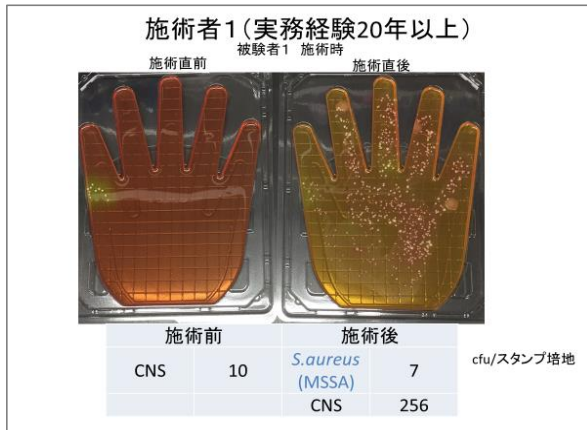


被験者の顔面皮膚の細菌検査

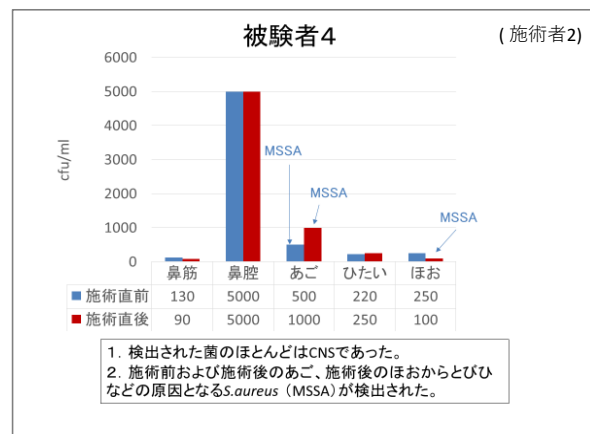
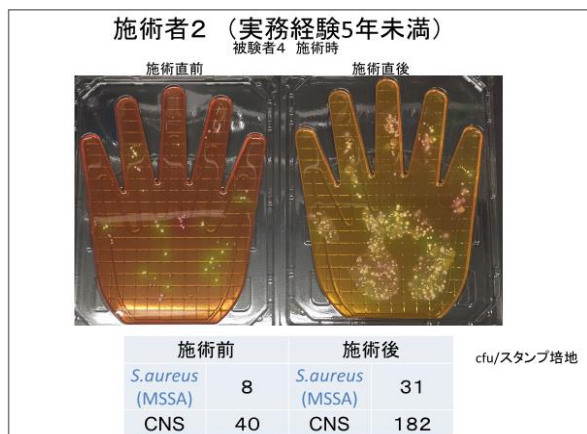
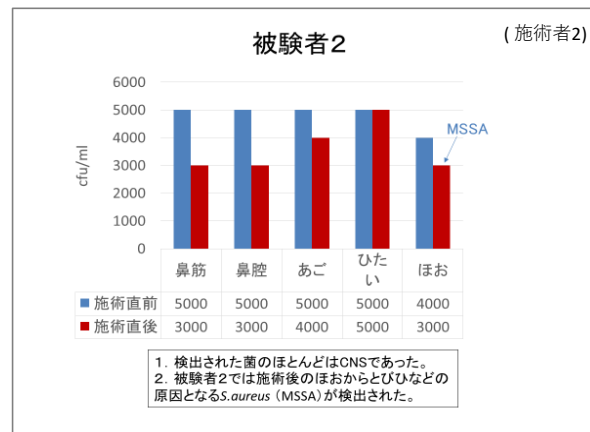
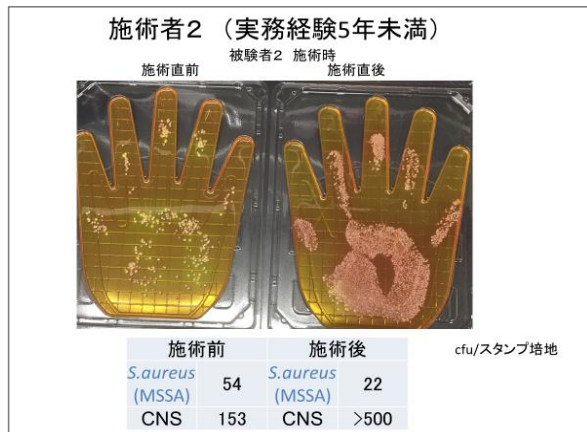
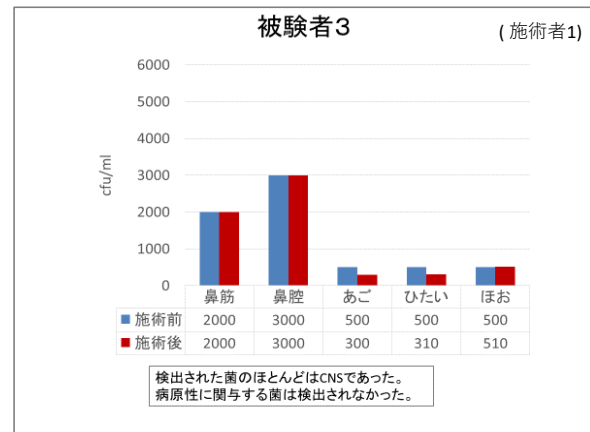
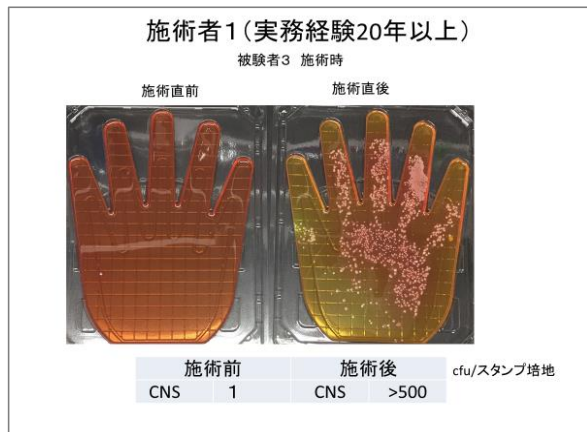
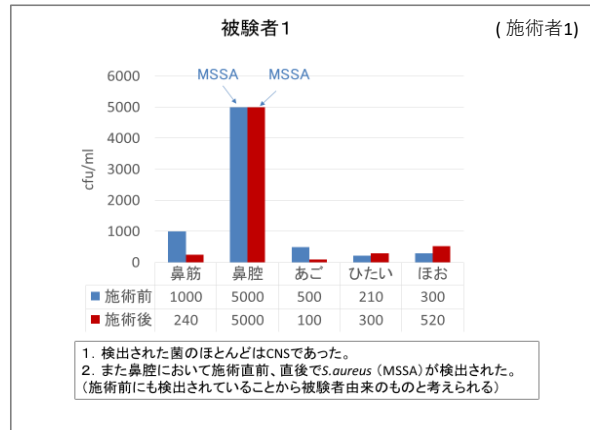


フェイシャルスキンケア皮膚に対する影響試験 細菌調査(2018.11.28実施)

施術者の手指細菌調査

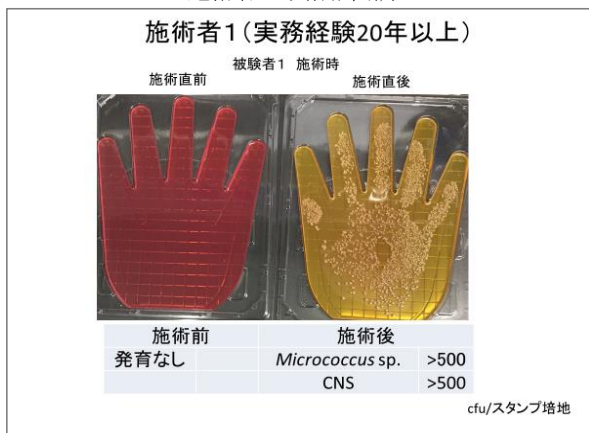


被験者の顔面皮膚の細菌検査

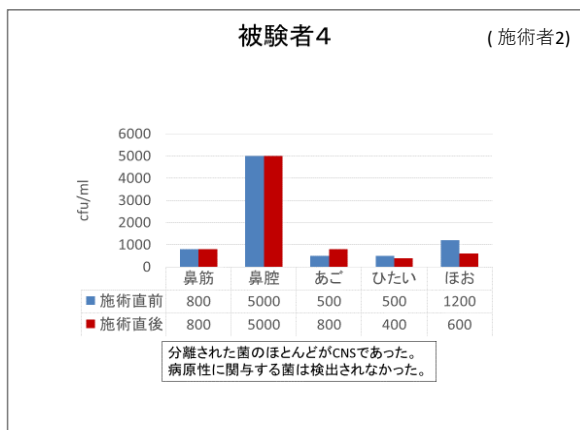
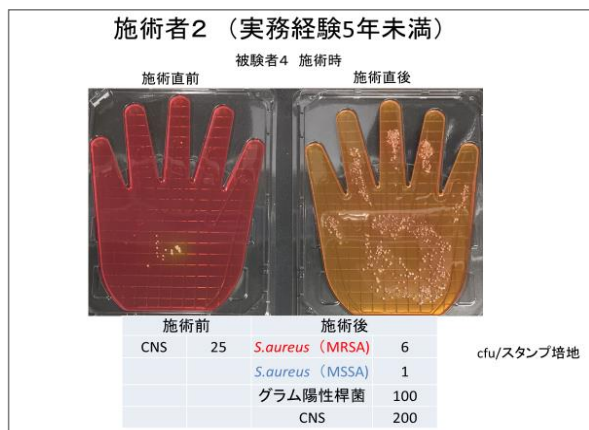
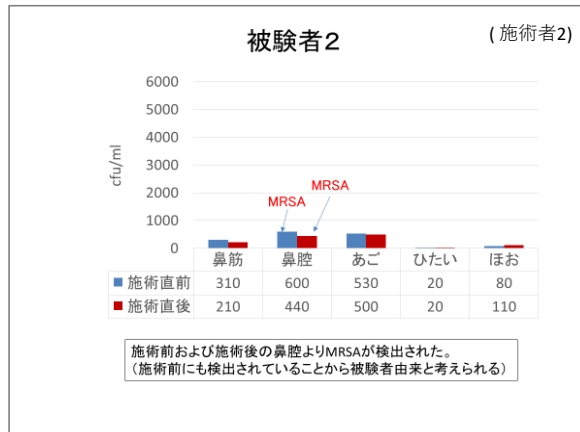
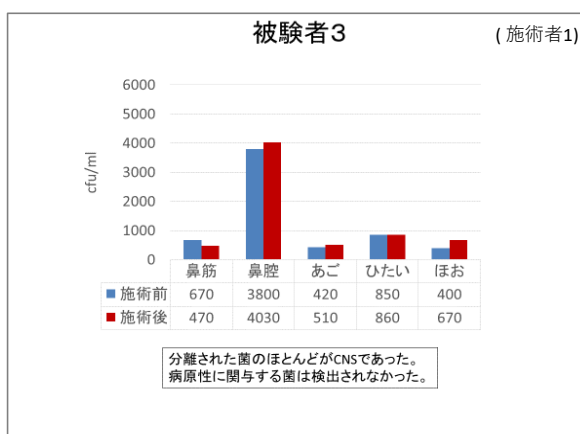
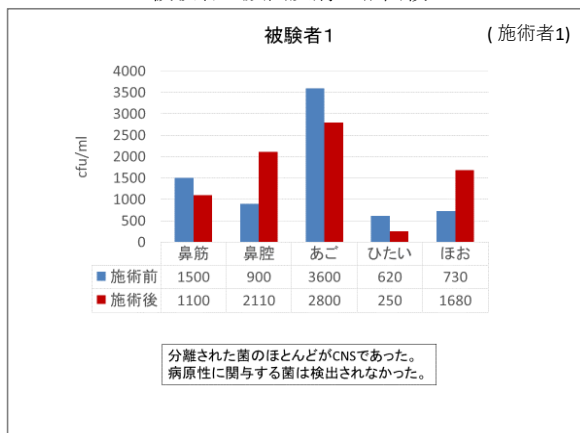


フェイシャルスキンケア皮膚に対する影響試験 細菌調査(2018.12.19実施)

施術者の手指細菌調査

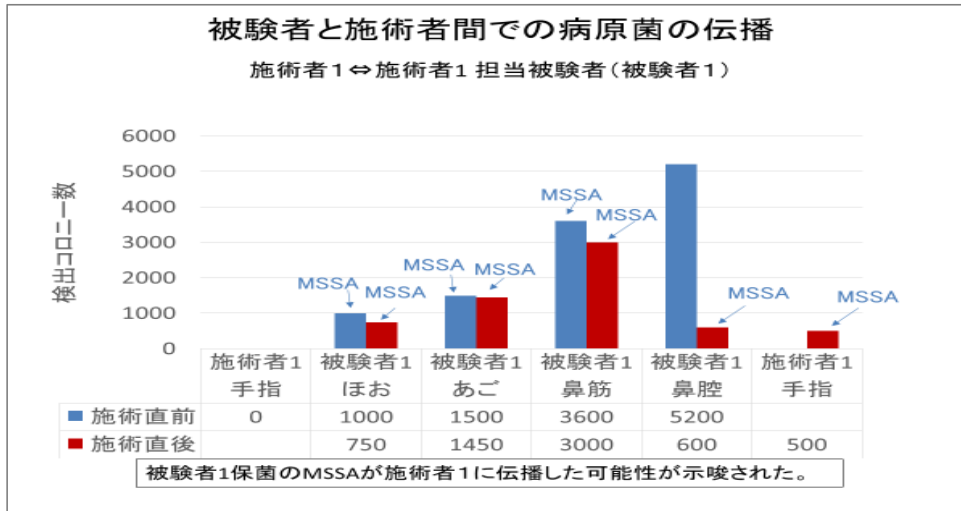


被験者の顔面皮膚の細菌検査

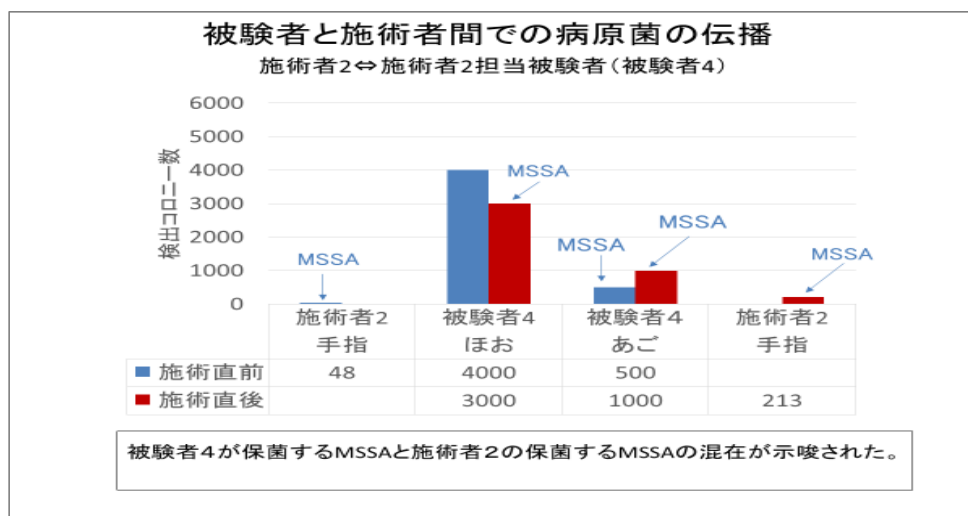
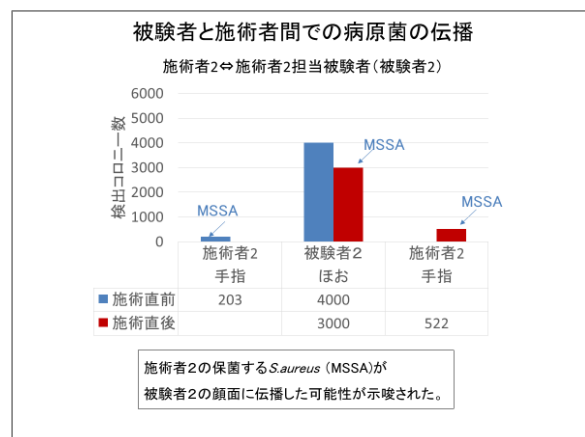
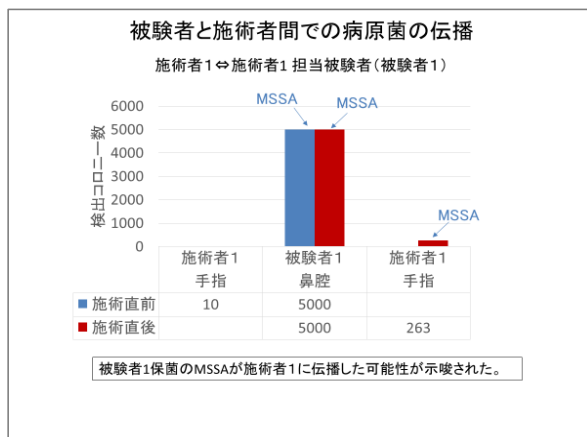


フェイシャルスキンケア皮膚に対する影響試験 細菌調査

病原菌の伝播状況 2019/10/17実施



病原菌の伝播状況 施術者1⇄被験者1 2019/11/28実施



1 基本的知識の習得

エステティック営業施設で業務を行うものは以下の衛生管理に関する知識を習得すること。

- ①病原微生物の基礎知識
- ②感染対策3つのポイント
 - 感染源
 - 感染経路
 - 健康管理
- ③スタンダード・プリコーション

2 衛生管理体制の構築

①衛生管理責任者

- ・開設者は施設ごとに衛生管理責任者を定め、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。
- ・開設者及び衛生管理責任者は常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の施術をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで施術に従事させてはいけない。
- ・衛生管理責任者は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうか等、健康状態を確認すること。
- ・衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- ・開設者は施設ごとに定めた衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。
- ・衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

②衛生管理実施に関するマニュアル

- ・開設者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

3 衛生的取扱い

①手指衛生

- ・ 施術室内に従業員専用の手洗い設備を設けること。
- ・ トイレは隔壁によって施術室と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- ・ 従業員専用の手洗い設備には消毒液を常備し、清潔に保つこと。
- ・ 手洗い設備は、流水装置とし、手洗いに必要な石ケン・消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- ・ 従業者は常に爪を短く切り、お客様 1 人ごとの施術前及び施術後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行う。
- ・ 手指の消毒は、流水を用いた衛生的手洗いを行った後、速乾性擦式消毒剤による消毒を行うこと。
- ・ 手指の消毒後は、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取ること。

②環境

- ・ 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
- ・ 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型が望ましい。
- ・ 施術室内の環境は以下のとおりとすること。

| 施術室内の室内環境 | | |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 照度 | 300LUX 以上 | 施術中の施術面 目安 30W 蛍光灯 2 本 |
| 二酸化炭素濃度 | 1,000ppm 以下 | 倦怠感、頭痛、息苦しさ等があったらすぐ換気 |
| 一酸化炭素濃度 | 10ppm 以下 | 軽度の頭痛を感じたらすぐ換気 |
| 浮遊粉塵 | 0.15 mg/m ³ | 清掃の徹底 |
| 室温 | 17~28℃ | |
| 相対湿度 | 40~70% | |

③清掃

- ・ 施術室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- ・ 施設は必要に応じ補修を行い、1 日 1 回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。

- ・排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、排水がきちんと行われるよう、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。
- ・洗いは常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等によりお客様に不快感を与えることのないようにすること。
- ・施術室内には、 unnecessaryな物品等を置かないこと。
- ・施術室内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- ・施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く)、猫等の動物を入れないこと。
- ・施術室内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- ・器具類、布巾類、その他の用具類の保管場所は少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- ・照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- ・換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。
- ・トイレは常に清潔に保持し、定期的に殺虫および消毒すること。
- ・清掃用具は専用の場所に保管すること。

④器具及びタオル類の取り扱い

- ・適当な広さのタオルや器具等を消毒する洗い場を設けること。洗場は流水装置とし、給湯設備を設けること。
- ・器具類、布巾類及びタオル等を消毒する設備又は機材を備えること。
- ・皮膚に接する器具類の収納ケース等は、消毒済みのものと未消毒のものを区別すること。
- ・器具類及び布巾類は、十分な量を備えること。
- ・器材・器具類は常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- ・洗浄および消毒済みの器具類は使用済みのものと区別して、清潔で乾燥した蓋付きの収納ケース等に保管すること。
- ・皮膚に接する器具類は、お客様一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- ・皮膚に接する器具類は使用後に洗浄し、消毒すること。
- ・皮膚に接する布巾類は清潔なものを使用し、お客様一人ごとに取り替えること。
- ・使用後の布巾類は、洗浄剤を使用して適切に洗浄すること。
- ・お客様用の被布は使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。(白色又はこれに近い色で、汚れが目立ちやすい被布を使用することが望ましい)
- ・皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- ・感染症もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後従業員の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。

- ・エステティックの施術に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けた医薬部外品又は化粧品は、適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。
- ・営業施設内に浴室又はサウナ室を設ける場合には、公衆浴場法の規定によること。
- ・施術に伴って生ずる廃棄物はふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

⑤消毒方法

皮膚に接する使用済み器具類は、使用後流水で洗浄し汚れを落とした後以下のいずれかの方法で消毒すること。消毒液を使用した場合、消毒後流水ですすぎを行うこと。

- ・煮沸による消毒 沸騰してから2分以上は煮沸すること。
※水に消毒する器具類を入れ加熱を始める。耐熱の器具類のみ。
- ・エタノールによる消毒
消毒用エタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。
- ・次亜塩素酸ナトリウムによる消毒
0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100～1000ppm)中に10分間以上浸すこと。
- ・紫外線照射による消毒
紫外線消毒器内の紫外線灯で、 $85 \mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。
- ・(蒸し器等の)蒸気による消毒
蒸気消毒器内が 80°C を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること。(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)
- ・逆性石ケン液による消毒
0.1%～0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)液中に10分間以上浸すこと。
- ・両性界面活性剤による消毒
0.1%～0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。

⑥血液・体液の処理

血液・体液が付着した可能性のある器具類

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1000ppm)中に10分間浸すこと。

⑦吐しゃ物の処理

(1)使い捨てマスク、エプロン、手袋を装着

- ↓
- (2)ペーパータオルで吐しゃ物を覆い、上から 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を振りかける。
- ↓
- (3)新しいペーパータオルで外側から内側に向けて吐しゃ物を除去し、ビニール袋に入れる。
- ↓
- (4)吐しゃ物を取り除いた床面にペーパータオルを広めに敷き詰め、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を振りかけ、そのまま 10 分おいた後取り除き吐しゃ物を入れたビニール袋に入れる。
- ↓
- (5)0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸したペーパータオルで床面を拭く。
- ↓
- (6)新しいペーパータオルで水拭きする。

⑧その他の消毒

- ・間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて蒸気に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- ・エステティック施設の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

4 健康状態の把握

- ・従業員の健康状態は、毎日確認し、以下の症状がある場合は、受診させるなど適切な処置をとること。
発熱 嘔吐 下痢 腹痛 発疹 咳
- ・従業員またはその同居者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者又はその疑いがある場合は、従業員本人が感染していないことが判明するまでは、施術に従事させてはならない。
- ・その他の感染症に罹患している場合は、適切な感染防止対策を行うこととする。
- ・開設者は従業員に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理しておくこと。

5 お客様

- ・従業員はエステティック施術を行うにあたり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他エステティック施術を受ける障害のないことを、お客様に確認すること。
- ・従業員は、お客様がエステティック施術期間中に体調を崩したり、施術部位に異常を

生じたりした場合、直ちに施術を中止し、医師の診察を受ける等の適切な処置を実施すること。

6 施設・構造

- ・施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- ・施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- ・施設には、施術を行う施術室及びお客様の待合所を設けること。
- ・施設には、従業員の数に応じた適当な広さの、更衣等を行う休憩室を設けることが望ましい。
- ・施術室と待合所は、明確に区分されていること。
- ・施術室は、施術及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有すること。居住室、休憩室等の施術に直接関係ない場所から、隔壁等により完全に区分されていること。

国立保健医療科学院長 殿

機関名 公益財団法人日本エステティック研究財団

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 関東裕美



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 理事長
(氏名・フリガナ) 関東 裕美・カントウヒロミ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月31日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 東 邦 大 学

所属研究機関長 職 名 学 長

氏 名 高 松 研 印



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 医学部微生物・感染症学講座・教授
(氏名・フリガナ) 館田 一博・タテダカズヒロ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月31日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 東 邦 大 学

所属研究機関長 職 名 学 長

氏 名 高 松 研 印



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 医学部皮膚科学講座 非常勤講師
(氏名・フリガナ) 鷺崎久美子・ワシザキクミコ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月31日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 東邦大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 高松 研 印



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
- 2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 医学部微生物・感染症学講座・非常勤研究生
(氏名・フリガナ) 吉住あゆみ・ヨシズミアユミ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月31日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 和歌山県立医科大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 宮下 和久 印



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
- 2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 法医学講座 博士研究員
(氏名・フリガナ) 古川 福実・フルカワフクミ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査(※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団倫理審査委員会 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月31日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 和歌山県立医科大学
所属研究機関長 職名 学長
氏名 宮下 和久



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 皮膚科学教室 准教授
(氏名・フリガナ) 山本 有紀・ヤマモトユキ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | (公財)日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年 3月28日

国立保健医療科学院長 殿

機関名 国立医薬品食品衛生研究所

所属研究機関長 職名 所長

氏名 奥田 晴宏



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 健康安全・危機管理対策総合研究事業
2. 研究課題名 エステティックの施術の安全対策及び衛生管理手法の構築のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 衛生微生物部第三室・室長
(氏名・フリガナ) 渡辺麻衣子・ワタナベマイコ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 公益財団法人日本エステティック研究財団 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。